

令和 6 年 度
(2 0 2 4 年度)

練馬区監査結果報告集

令和 7 年(2025年) 9 月

練馬区監査事務局

令和 6 年度練馬区監査結果報告集 目次

令和 6 年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査基準および監査基本計画	4
3 令和 6 年度監査等実施状況	5

定期監査の監査結果

1 定期監査	7
2 定期監査	10
3 定期監査	13
4 定期監査	15
5 定期監査	18
6 定期監査	22
7 定期監査	25
8 定期監査	28
9 定期監査	30
10 定期監査	32

財政援助団体等監査の監査結果

1 財政援助団体等監査	35
2 財政援助団体等監査	37
例月現金出納検査結果	45
決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果	73

行政監査結果

「防災備蓄物資等の管理状況について」	81
--------------------	----

資料

1 練馬区監査委員条例	
2 練馬区監査委員監査基準	
3 令和 6 年度練馬区監査基本計画	

令和 6 年度監査の概要

1 監査委員

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）に基づき、都道府県および区市町村に必ず置かなければならない執行機関です。（法第180条の5第1項、第195条第1項、第283条第1項）

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理の監査を基本的な職務とする独任制の執行機関で、各監査委員は単独で監査を行うことができます。ただし、監査結果の報告の決定または意見の決定など一定の場合は、監査委員の合議によるものとされています。

2 練馬区の監査委員

練馬区（以下「区」という。）の監査委員の定数は4人で（法第195条第2項）識見を有する者および区議会議員のうちからそれぞれ2人の監査委員が選任されています（法第196条、練馬区監査委員条例第2条）。監査委員の任期は前者にあっては4年、後者にあっては議員の任期になります（法第197条）。

（練馬区監査委員条例については、「資料1」参照）

令和6年度の練馬区監査委員（令和7年3月31日現在）

氏名	区分	就任年月日
横野 茂	識見を有する者（常勤・代表）	令和3年10月21日
萩野 うたみ	識見を有する者	令和5年3月8日（再任）
藤井 たかし	区議会議員	令和6年6月7日
井上 勇一郎	区議会議員	令和6年6月7日

区議会議員のうちから選任された監査委員については、令和6年6月6日までは小泉純二委員および石黒たつお委員

3 監査委員の職務

監査委員は、以下の監査、検査、審査等を実施します（法第199条第1項ほか）。監査結果については、原則、議会および区長ならびに関係のある行政委員会に提出するとともに、公表します（法第199条第9項）。また、監査委員は、監査結果に基づいて必要があると認めるときは、区の組織および運営の合理化に資するため、監査結果に添えて意見を提出することができます（法第199条第10項）。

監 査

ア 定期監査（法第199条第1項および第4項）

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査します。

区においては平成21年4月に「財務監査」から「定期監査」へ名称を変更しました。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金および有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を全て含みます。職員の出勤状況も財政経理的見地から監査できます（昭和28年4月13日行政実例）。

イ 行政監査（法第199条第2項）

区の事務のうち、特定のものを取り上げて、その事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査します。

ウ 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査を実施します。

エ 財政援助団体等監査（法第199条第7項、地方自治法施行令第140条の7）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査します。

オ 住民の直接請求による監査（法第75条）

住民（選挙権を有する者の50分の1以上の連署）から、区の事務の執行に関し監査請求があったときに監査を実施します。

カ 議会の請求による監査（法第98条第2項）

議会から、区の事務に関し監査請求があったときに監査を実施します。

キ 区長の要求による監査（法第199条第6項）

区長から、区の事務の執行に関し監査の要求があったとき、その要求に係る事項について監査を実施します。

ク 指定金融機関等の監査（法第235条の2第2項）

必要があると認めるとき、または区長から要求があったとき、指定金融機関等が取り扱う公金の収納または支払の事務について監査を実施します。

ケ 住民監査請求による監査（法第242条）

住民から、区の執行機関または職員による違法または不当な公金の支出等があるとして、必要な措置を講じるよう監査請求があったときに監査を実施します。

コ 職員の賠償責任に関する監査等（法第243条の2の8第3項）

会計管理者、会計管理者の補助職員、資金前渡受者、動産保管職員または物品使用職員が故意または重大な過失（現金については故意または過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品等を亡失し、または損傷したことに關する事実の有無について、区長の要求に基づき監査し、賠償責任の有無および賠償額を決定します。

検 査

ア 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者の現金（歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。）の出納事務が正確に行われているか検査します。

審 査

ア 決算審査（法第233条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査します。

イ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確實かつ効率的に行われているか審査します。

ウ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査します。

2 監査基準および監査基本計画

1 監査基準

監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としています。

監査委員は、練馬区監査委員監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行します。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを区長等に提出します。

（ 練馬区監査委員監査基準については、「 資料 2 」参照 ）

2 令和 6 年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準第12条の規定に基づき、毎年練馬区監査基本計画を策定しています。令和 6 年度における監査の基本方針は、つぎのとおりです。

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員の「指摘」のみならず、監査時の個々の「要請」および「口頭指導」についても確実に改善されるよう、各所管（指摘等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。）の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。

過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。

個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。

区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりをもせる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

人口減少・少子高齢化社会の加速、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展など社会情勢の変化を踏まえ、区の対応状況等に即して、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

（ 令和 6 年度練馬区監査基本計画については、「 資料 3 」参照 ）

3 令和6年度監査等実施状況

1 定期監査

対象

ア 財務等監査 48課84施設

イ 工事監査 8 か所

監査結果

指摘事項 無し

2 財政援助団体等監査

対象 37団体

監査結果

指摘事項 無し

3 例月現金出納検査

対象 練馬区一般会計、特別会計および基金ならびに歳入歳出外現金
(令和6年3月分～令和7年2月分)

検査結果

会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金明細書等と照合するなどの方法により、練馬区監査委員監査基準に準拠して検査した結果、例月現金出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

4 決算・基金運用状況審査

対象

ア 決算 4件(練馬区一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険会計および後期高齢者医療会計)

イ 基金 1件(練馬区用地取得基金)

審査結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

5 健全化判断比率審査

対象

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

審査結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

6 行政監査

テーマ 「防災備蓄物資等の管理状況について」

監査結果 「行政監査結果」参照

7 住民監査請求による監査

請求件数 2件

件名および結果

- ア 法定市街地再開発事業費補助金等支出の差止めに係る措置請求（却下）
- イ 練馬区立美術館エレベーター等設置工事に関する契約および支出の差止めに係る措置請求（却下）

定期監査の監査結果

6 練監第 1 4 9 号
令和 6 年 7 月 4 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(1)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および石黒たつお前監査委員は令和 6 年 6 月 6 日まで関与し、藤井たかし監査委員および井上勇一郎監査委員は同月 7 日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年 4 月17日から同月26日までの間において実日数 8 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 5 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等） 郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」（平成30年 1 月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月 21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画

的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和5年3月16日付け4練総職第1798号）「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について（通知）」（令和5年10月23日付け5練総職第972号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課

ア 総務部

- (ア) 総務課
- (イ) 国際・都市交流課
- (ウ) 文書法務課

- (エ) 情報公開課
- (オ) 経理用地課
- (カ) 人権・男女共同参画課
- イ 人事戦略担当部
 - (ア) 職員課
 - (イ) 人材育成課

2 監査結果

監査の結果、対象部課の事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。
なお、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

予算執行について

感謝状の筆耕において、納品された感謝状に区が誤った公印を押印したため、再度同一内容で契約・支出していた。(総務課)

契約事務について

授乳室ドア調整の契約において、契約年月日が令和6年1月22日であるにもかかわらず、工事注文書が契約前の令和6年1月18日となっていた。
(総務課)

業務委託等について

ア 倒木処理作業委託において、一般廃棄物の運搬・処分を、その許可を受けていない業者に行わせていた。(経理用地課)

イ 土地鑑定評価委託において、個人情報を取り扱っているにもかかわらず、「受託情報の保護および管理に関する特記事項」に定める書類を徴取していなかった。(経理用地課)

6 練 監 第 208 号
令和 6 年 7 月 31 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(2)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および石黒たつお前監査委員は令和 6 年 6 月 6 日まで関与し、藤井たかし監査委員および井上勇一郎監査委員は同月 7 日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年 5 月 9 日から同月 20 日までの間において実日数 8 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 5 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等） 郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」（平成30年 1 月 23 日付け 29 練会第 427 号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画

的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和5年3月16日付け4練総職第1798号）「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について（通知）」（令和5年10月23日付け5練総職第972号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課

- (イ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課
- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター
- (ク) 光が丘図書館

2 監査結果

監査の結果、対象部課の事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。
なお、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

現金、郵券等の金券類の保管および取扱いについて

現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(教育総務課、光が丘図書館)

契約事務について

物品購入において、契約締結前に納品を行わせているものがあった。(教育総務課、学校施設課、学校教育支援センター)

施設の管理について

障害物により排煙オペレーターの操作ができない室があった。(学校教育支援センター)

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(3) (土木工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(3)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および石黒たつお前監査委員は令和 6 年 6 月 6 日まで関与し、藤井たかし監査委員および井上勇一郎監査委員は同月 7 日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年 5 月23日から同年 7 月17日までの間において実日数 4 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛け等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

(ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。

(ケ) 工事および工程の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。

(イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

対象工事

ア 橋梁上部工事（練馬区画街路第1号線）

イ 仮称練馬区立南高松の森緑地整備工事

対象部課

ア 土木部道路公園課

イ 土木部維持保全担当課

ウ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(4) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(4)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年 8 月 7 日から同月29日までの間において実日数 4 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行なわれているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続き等が適

切に実施されているか。

d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。

e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。

f 施工段階ごとに必要な立合い、確認、指示および検査が適正に行われているか。

g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

(イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

対象工事

ア 練馬区立大泉小学校北校舎・屋内運動場屋上防水および外壁改修工事

イ 練馬区立東大泉地区区民館大規模改修工事

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修機械設備工事

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修電気設備工事

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修工事監理等業務委託

対象部課

ア 施設管理担当部施設整備第一課

イ 施設管理担当部施設整備第二課

ウ 地域文化部地域振興課

エ 高齢施策担当部高齢者支援課

オ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、不適切な事例が見られた。以下の注意事項について、是正・改善に取り組まれない。

練馬区立大泉小学校北校舎・屋内運動場屋上防水および外壁改修工事

ア 石綿含有産業廃棄物の保管場所について

石綿含有産業廃棄物を保管していることや保管場所の管理者の氏名・連絡先等を表示しなければならないが、これらの表示がなかった。（施設整備第二課）

イ 足場の点検および記録の保管について

足場の組立て時および悪天候時は足場の点検を行い、その記録を保存しなければならないが、いずれも行われていなかった。（施設整備第二課）

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修工事その他関連工事

ア 構造検討について

当初設計の施工方法の変更により結果的には構造耐力に影響はなかったが、当初設計における基礎梁（構造耐力上主要な部分）へ開口を設置することについて、適切な構造検討資料が残されておらず確認できなかった。

（施設整備第一課）

イ 建設リサイクル法通知書について

工事着手日までに提出すべきところ、工事着手後に提出していた。（施設整備第一課）

ウ 施工計画書等の整備について

施工体制台帳について一部書類が不足していた。また、施工計画書・施工図等、施工・試験結果報告書、工事写真に不足があった。（施設整備第一課）

なお、技術職員のさらなる技術力向上に取り組むとともに、設計および工事の各段階における適切な監理に努められたい。（施設管理担当部）

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(5)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年 8 月19日から同年 9 月 4 日までの間において実日数13日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 5 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等） 郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」（平成30年 1 月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月 21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な

執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

(イ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。

(オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。

(カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。

(キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

(ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。

(イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課

ア 福祉部

(ア) 管理課（以下の施設を含む。）

・厚生文化会館(厚生文化会館学童クラブを含む。)

(イ) 指導検査担当課

(ウ) 障害者施策推進課

(エ) 障害者サービス調整担当課

- (オ) 生活福祉課
- (カ) 練馬総合福祉事務所
- (キ) 光が丘総合福祉事務所
- (ク) 大泉総合福祉事務所
- イ 高齢施策担当部
 - (ア) 高齢社会対策課
 - (イ) 高齢者支援課(以下の施設を含む。)
 - ・ 敬老館 2 館
 - 三原台、石神井台
 - (ウ) 介護保険課

2 監査結果

監査の結果、対象部課の事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。
 なお、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

現金の保管および取扱いについて

- ア 現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(介護保険課)
- イ 現金書留用封筒の取扱いにおいて、郵券受払簿を作成していなかった。(福祉部管理課)
- ウ 準公金について、現金出納簿の点検を行っていなかった。(障害者サービス調整担当課)

予算執行について

- ア 障害者総合支援法に係る医師意見書作成料の支出において、昨年度に引き続き、過誤払いが発生していた。(障害者サービス調整担当課)
- イ 「フロ・マエ・フィットネス」ののぼり作成において、支払いが遅延していた。(高齢社会対策課)

契約事務について

- ア 障害者パソコン教室事業の実施委託等、複数の課長契約の委託契約において、1 社指定となる排他的理由の記載がなかった。(障害者サービス調整担当課)
- イ 自転車ヘルメット他の購入において、二重支出があった。(練馬総合福祉事務所)
- ウ 令和 6 年度練馬区もの忘れ検診事業受診券作成発送業務委託において、契約締結前に発注があった。(高齢者支援課)

業務委託等について

やさしいまちづくり支援事業研修会企画・運營業務委託において、個人情報

報を取り扱っているにもかかわらず、「受託情報の保護および管理に関する特記事項」に定める書類を徴取していなかった。(福祉部管理課)

6 練 監 第 470号
令和7年1月28日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和6年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和6年度定期監査(6)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、藤井たかし監査委員および井上勇一郎監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 概要

実施時期

令和6年10月8日から同月30日までの間において実日数11日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和6年度練馬区監査基本計画に基づき、令和5年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金(収納金、資金前渡金等) 郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画

的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和6年3月18日付け5練総職第1656号）「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について（通知）」（令和5年10月23日付け5練総職第972号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 区民部

- (ア) 戸籍住民課
- (イ) 区民事務所担当課（以下の施設を含む。）
 - ・石神井区民事務所

- ・大泉区民事務所
- (ウ) 税務課
- (エ) 収納課
- (オ) 国保年金課
- イ 会計管理室
- ウ 議会事務局
- エ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
- (ア) 総務部総務課
- (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所

2 監査結果

監査の結果、対象部課等の事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

現金の保管および取扱いについて

現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。（国保年金課）

契約事務について

物品購入において、契約締結前に発注し、または納品を行わせているものがあった。（戸籍住民課、国保年金課）

6 練 監 第 508 号
令和 7 年 2 月 25 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(7)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年11月 1 日から同月29日までの間において実日数19日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 5 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等） 郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程（平成17年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和53年 9 月21日練教庶発第 368号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

- (オ)「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。
- (カ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。
- (キ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

イ 重点事項

- (ア)「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金(学校給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。
- (イ) 学校給食における食材購入費に係る補助事業が適正に執行されているか。
- (ウ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、学校教職員出退勤管理システム等において出勤記録の「打刻エラー」などが解消されているか。
- (エ)「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

対象部等

ア 教育委員会

(ア) 小学校22校

旭丘小学校、豊玉小学校、豊玉南小学校、中村小学校、開進第四小学校、南町小学校、練馬第二小学校、練馬東小学校、旭町小学校、春日小学校、光が丘四季の香小学校、光が丘春の風小学校、光が丘秋の陽小学校、光が丘第八小学校、石神井台小学校、光和小学校、北原小学校、大泉小学校、大泉第二小学校、大泉学園小学校、大泉学園緑小学校、泉新小学校

(イ) 中学校11校

旭丘中学校、開進第二中学校、練馬中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校、石神井中学校、石神井南中学校、大泉中学校、大泉北中学校、大泉学園中学校、関中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘むらさき幼稚園

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

現金の保管および取扱いについて

- ア 現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(光が丘秋の陽小学校、大泉小学校、旭丘中学校、光が丘第二中学校、石神井中学校)
- イ 現金出納簿において、現金化した後の交際費の記載がなかった。(旭丘小学校)
- ウ 負傷・疾病に伴う生徒の移送経費を取扱う口座において、現金出納簿の作成がされていなかった。(光が丘第二中学校)
- 契約事務について
- ア 物品の修繕および購入において、契約締結前に着手・納品させているものがあった。(光和小学校)
- イ 簡易工事において、契約締結前に着手させているものがあった。(石神井台小学校、大泉学園中学校)
- 学校徴収金について
- ア 行事費において、決算報告書の作成・監査がされていなかった。(光が丘四季の香小学校、開進第二中学校)
- イ 現金出納簿において、学校徴収金担当者による事務引継ぎが行われていなかった。(光が丘秋の陽小学校)
- ウ 現金出納簿において、確認日の記載のない月が多数あった。(光が丘第八小学校)
- エ 教材費において、契約締結前に納品させているものがあった。(大泉北中学校)
- オ 教材費において、立替払いの発生等、不適切な事務処理が行われていた。(光が丘第八小学校、光が丘第二中学校)

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和6年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和6年度定期監査(8)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和6年11月21日から令和7年1月15日までの間において実日数4日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和6年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行なわれているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続き等が適

切に実施されているか。

d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。

e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。

f 施工段階ごとに必要な立合い、確認、指示および検査が適正に行われているか。

g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

(イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

対象工事

ア 仮称練馬区立石神井台六丁目緑地整備工事

イ 補助 230 号線大泉町二丁目地区地区計画区画道路 1・2・3 号整備工事

対象部課

ア 都市整備部東部地域まちづくり課

イ 土木部道路公園課

ウ 土木部維持保全担当課

エ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(9) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(9)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年12月 9 日から令和 7 年 1 月29日までの間において実日数 4 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行なわれているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続き等が適

切に実施されているか。

d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。

e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。

f 施工段階ごとに必要な立合い、確認、指示および検査が適正に行われているか。

g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

(イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

対象工事

ア 中村橋区民センター大規模改修工事

中村橋区民センター大規模改修機械設備工事

中村橋区民センター大規模改修電気設備工事

中村橋区民センター大規模改修工事監理等業務委託

イ 新たな小中一貫教育校校舎等改築工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築機械設備工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築電気設備工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築昇降機設備工事

新たな小中一貫教育校太陽光発電設備設置工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築工事監理等業務委託

対象部課

ア 施設管理担当部施設整備第一課

イ 施設管理担当部施設整備第二課

ウ 地域文化部地域振興課

エ 福祉部障害者サービス調整担当課

オ 高齢施策担当部高齢者支援課

カ 教育委員会事務局教育振興部教育施策課

キ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

ク 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

2 監査結果

監査の結果、概ね適正に行われていた。

なお、現場の安全管理を徹底するよう関係職員に指導した。

6 練 監 第 510 号
令和 7 年 2 月 25 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査(10)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年12月11日から令和 7 年 1 月10日までの間において実日数15日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 5 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等） 郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」（平成30年 1 月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な

執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

(イ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。

(ロ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。

(カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。

(キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

(ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。

(イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課

ア 環境部

(ア) 環境課

(イ) みどり推進課(以下の施設を含む。)

・ 牧野記念庭園

(ロ) 清掃リサイクル課(以下の施設を含む。)

・ 資源循環センター

- (イ) 練馬清掃事務所
- (オ) 石神井清掃事務所
- イ 都市整備部
 - (ア) 都市計画課
 - (イ) 交通企画課
 - (ウ) 東部地域まちづくり課
 - (エ) 西部地域まちづくり課
 - (オ) 新宿線・外環沿線まちづくり課
 - (カ) 大江戸線延伸推進課
 - (キ) 防災まちづくり課
- ウ 建築・開発担当部
 - (ア) 開発調整課
 - (イ) 建築課
 - (ウ) 建築審査課
 - (エ) 住宅課
- エ 選挙管理委員会事務局

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

現金の保管および取扱いについて

ア 現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(住宅課)

イ 窓口払いにした前渡金において、一部現金出納簿への記載漏れがあった。(選挙管理委員会事務局)

契約事務について

物品の購入において、契約締結前に発注があった。(石神井清掃事務所)

業務委託等について

土地鑑定評価委託において、個人情報を取り扱っているにもかかわらず「受託情報の保護および管理に関する特記事項」が添付されていなかった。(東部地域まちづくり課)

財政援助団体等監査の監査結果

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度財政援助団体等監査（ 1 ）監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等監査（ 1 ）を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 6 年10月28日

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 指定管理者

【団体関係】

(ア)所管課との協議、通知、報告は協定等どおり行われているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。

(イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

(ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおり行われているか。

(エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。

- (オ) 事業報告書の提出は期限内に行われているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (キ) 利用促進のための努力は行われているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮し、かつ法令に則り適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る会計経理は経理規程等に従い、適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切に行われているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。
- (ク) 施設を安全かつ適法に維持管理しているか。

対象団体

【指定管理者】 軽井沢フード株式会社
軽井沢少年自然の家（ベルデ軽井沢）

2 監査結果

監査の結果、対象団体および所管課の事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

練馬区長 様

練馬区監査委員

市 村	保
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和 6 年度財政援助団体等監査（ 2 ）監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等監査（ 2 ）を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、横野茂前監査委員は令和 7 年 3 月31日まで関与し、市村保監査委員は同年 4 月 1 日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和 7 年 1 月14日から同年 3 月18日までの間において実日数31日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 6 年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

(ア) 事業計画書、予算書および決算書（財務諸表）等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

- (ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は経理規程等に従い、適正に行われているか。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 補助金により取得した財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

【所管課関係】

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等により行われているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切に行われているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

イ 出資団体

【団体関係】

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算書（財務諸表）等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

【所管課関係】

- (ア) 出資目的、出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおり行われているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおり行われているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内に行われているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (キ) 利用促進のための努力は行われているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮し、かつ法令に則り適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る会計経理は経理規程等に従い、適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切に行われているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。
- (ク) 施設を安全かつ適法に維持管理しているか。

対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

団体名〔施設名〕《補助金名》【所管課】
書類監査 《防災会訓練等経費助成金》 【区民防災課】
練馬区職員互助会 《職員互助会補助金》 【職員課】
練馬区商店街振興組合連合会 《プレミアム付商品券事業補助金》 【商工観光課】
全国都市農業フェスティバル実行委員会 《実行委員会補助金》 【都市農業課】
書類監査 《相談情報ひろば事業費補助金》 【協働推進課】
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会 《実行委員会補助金》 【スポーツ振興課】
社会福祉法人 同愛会 （大泉福祉作業所、大泉つつじ荘） 《運営費補助金（民営化施設助成費）》 【障害者施策推進課】
社会福祉法人 ハッピーネット 〔ゆめの園上宿ホーム〕 《重度障害者グループホーム等運営費補助金》 【障害者サービス調整担当課】
社会福祉法人 未来こどもランド 〔すまいる・フォレスト〕 《運営費補助金（日中活動系サービス事業所助成費）》 【障害者サービス調整担当課】

団体名〔施設名〕《補助金名》【所管課】
社会福祉法人 練馬山彦福祉会 〔山彦作業所〕 《運営費補助金（日中活動系サービス事業所助成費）》 【障害者サービス調整担当課】
練馬区中学校教育研究会 音楽部 《連合音楽鑑賞教室補助金》 【学務課】
学校法人 しらふじ学園 〔白ふじ幼稚園〕 《私立幼稚園補助金（教育環境整備費他）》 【学務課】
学校法人 安蔵学園 〔練馬幼稚園〕 《私立幼稚園補助金（教育環境整備費他）》 【学務課】
特定非営利活動法人 PLAYTANK 〔学童保育あそびーむ〕 《運営費補助金（放課後児童等の広場(民間学童保育)経費）》 【子育て支援課】
株式会社 おはようキッズ 〔関町南アフタースクール〕 《運営費補助金（放課後児童等の広場(民間学童保育)経費）》 【子育て支援課】
太陽保育園株式会社 〔太陽キッズ大泉学園〕 《認証保育所運営費補助金 他》 【保育課】
株式会社 five fish 〔tenten 石神井公園〕 《認証保育所運営費補助金 他》 【保育課】
特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク 〔大泉子育てのひろば わとと〕 《運営費補助金（民設子育てのひろば経費）》 【在宅育児支援担当課】

イ 出資団体

団体名【所管課】
公益財団法人 練馬区文化振興協会 【文化・生涯学習課】
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 【福祉部管理課】
公益社団法人 練馬区シルバー人材センター 【高齢社会対策課】

ウ 指定管理者

団体名〔施設名〕【所管課】
一般社団法人 練馬区産業振興公社 〔区民・産業プラザ〕 【経済課】
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 〔関区民ホール、はつらつセンター関〕 【地域振興課、高齢社会対策課】
毎日・首都圏・練馬共同事業体 〔上石神井体育館、石神井プール、三原台温水プール、びくに公園庭球場〕 【スポーツ振興課】
ミズノグループ 〔大泉学園町体育館、北大泉野球場、土支田庭球場、大泉さくら運動公園運動場〕 【スポーツ振興課】
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 〔貫井福祉園、貫井福祉工房〕 【障害者施策推進課】
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 〔谷原フレンド・谷原あおぞら学童クラブ〕 【障害者施策推進課、子育て支援課】
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団 〔はつらつセンター光が丘、光が丘デイサービスセンター〕 【高齢社会対策課】
練馬エコみらいプロジェクト 〔関町リサイクルセンター〕 【清掃リサイクル課】

団体名〔施設名〕【所管課】
アクティオ・練馬リサイクル共同事業体 〔大泉リサイクルセンター〕 【清掃リサイクル課】
アゴラ造園株式会社 〔大泉交通公園〕 【維持保全担当課】
株式会社 ヴィアックス 〔春日町図書館〕 【光が丘図書館】
株式会社 図書館流通センター 〔南田中図書館〕 【光が丘図書館】
株式会社 東急キッズベースキャンプ 〔上石神井児童館、上石神井児童館学童クラブ〕 【子育て支援課】

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組まれない。

補助団体について

ア 事業実績報告書において、開設日数に誤りがあった。(株式会社 おはようキッズ、子育て支援課)

イ 認証保育所運営費等補助金において、補助金額の計算に一部誤りがあった。(保育課)

出資団体について

ア 令和5年度事業費補助金において、補助対象外経費が含まれていた。(社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会、福祉部管理課)

指定管理者について

ア 事故車両の保険金収益について、管理業務費の収入とすべきところ、管理業務費以外の収入とするよう指導していた。(障害者施策推進課)

イ 児童館管理業務費および学童クラブ管理業務費の精算報告書において、一部項目の金額に誤りがあった。(株式会社 東急キッズベースキャンプ、子育て支援課)

例月現金出納検査結果

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

1 検査年月日

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 令和 6 年 4 月 24日 | (令和 6 年 3 月分) |
| (2) 令和 6 年 5 月 28日 | (令和 6 年 4 月分) |
| (3) 令和 6 年 6 月 25日 | (令和 6 年 5 月分) |
| (4) 令和 6 年 7 月 29日 | (令和 6 年 6 月分) |
| (5) 令和 6 年 8 月 27日 | (令和 6 年 7 月分) |
| (6) 令和 6 年 9 月 25日 | (令和 6 年 8 月分) |
| (7) 令和 6 年 10月 25日 | (令和 6 年 9 月分) |
| (8) 令和 6 年 11月 26日 | (令和 6 年 10 月分) |
| (9) 令和 6 年 12月 25日 | (令和 6 年 11 月分) |
| (10) 令和 7 年 1 月 28日 | (令和 6 年 12 月分) |
| (11) 令和 7 年 2 月 25日 | (令和 7 年 1 月分) |
| (12) 令和 7 年 3 月 24日 | (令和 7 年 2 月分) |

2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

3 検査内容

現金、預金、一時借入金の出納保管状況

4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金明細書等と照合するなどの方法により、練馬区監査委員監査基準に準拠して検査した結果、例月現金出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年3月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等		特 別 会 計							(単位 円)	
区 分	一 般 会 計	国民健康保険事業会計	介護保険会計	後期高齢者医療会計	公共駐車場会計	特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
予 算 現 額 A	331,469,432,239	67,079,946,000	63,702,344,000	18,625,346,000	339,422,000	149,747,058,000	481,216,490,239	-----	-----	
月 計	59,004,216,538	5,248,612,687	5,688,002,861	1,359,070,500	18,467,000	12,314,153,048	71,318,369,586	11,796,773,930	83,115,143,516	
累 計 B	300,184,526,827	59,074,568,809	61,040,599,181	18,004,268,664	212,085,000	138,331,521,654	438,516,048,481	130,361,066,373	568,877,114,854	
対予算収入率 (B / A)	% 90.6	% 88.1	% 95.8	% 96.7	% 62.5	-----	-----	-----	-----	
月 計	26,372,194,677	6,500,660,194	4,984,265,897	3,121,051,106	119,036,539	14,725,013,736	41,097,208,413	14,214,190,987	55,311,399,400	
累 計 C	278,373,209,437	62,023,008,671	56,507,952,438	18,440,301,231	195,214,382	137,166,476,722	415,539,686,159	121,410,856,209	536,950,542,368	
対予算執行率 (C / A)	% 84.0	% 92.5	% 88.7	% 99.0	% 57.5	-----	-----	-----	-----	
累計収支差 (B - C)	21,811,317,390	-2,948,439,862	4,532,646,743	-436,032,567	16,870,618	1,165,044,932	22,976,362,322	8,950,210,164	31,926,572,486	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	21,811,317,390	-2,948,439,862	4,532,646,743	-436,032,567	16,870,618	1,165,044,932	22,976,362,322	8,950,210,164	31,926,572,486	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000
	用地取得基金 C	6,869,596,277	-1,515,587,980	5,354,008,297
基金合計 A + B + C		126,081,920,277	-1,515,587,980	124,566,332,297

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,147,400	0	2,147,400
みずほ銀行預託金	当座預金	1,680,970	-1,255,884	425,086
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	4,119,000,000	27,805,000,000	31,924,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		4,122,828,370	27,803,744,116	31,926,572,486

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,156,920,277	-1,515,587,980	22,641,332,297
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		126,081,920,277	-1,515,587,980	124,566,332,297

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳 計 現 金 等			(単位 円)						
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後期高齢者 医療 会 計	公共駐車場会計				
予 算 現 額 A	331,469,432,239	67,079,946,000	63,702,344,000	18,625,346,000	339,422,000	149,747,058,000	-----	-----	
収 入 済 額	月 計	8,313,133,425	6,517,302,281	512,683,505	18,467,000	7,598,186,719	0	15,911,320,144	
	累 計 B	308,497,660,252	65,591,871,090	61,553,282,686	230,552,000	145,929,708,373	130,361,066,373	584,788,434,998	
	対予算収入率 (B / A)	% 93.1	% 97.8	% 96.6	% 99.6	% 67.9	-----	-----	
支 出 済 額	月 計	21,666,042,229	3,168,540,631	5,503,867,322	96,407,470	8,794,523,860	0	30,460,566,089	
	累 計 C	300,039,251,666	65,191,549,302	62,011,819,760	220,922,819	145,961,000,582	121,410,856,209	567,411,108,457	
	対予算執行率 (C / A)	% 90.5	% 97.2	% 97.3	% 99.5	% 65.1	-----	-----	
累計収支差 (B - C)	8,458,408,586	400,321,788	-458,537,074	17,293,896	9,629,181	-31,292,209	8,950,210,164	17,377,326,541	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	[注2] 8,950,210,164	[注2] 8,950,210,164	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	8,458,408,586	400,321,788	-458,537,074	17,293,896	9,629,181	-31,292,209	0	8,427,116,377	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入
[注2] 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、令和6年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	330,595,941,439	65,103,843,000	63,632,520,000	20,142,207,000	148,878,570,000	-----	-----
収 入 済 額	月 計	581,499,483	544,195	2,738,295,028	3,320,338,706	16,449,223,269	32,435,021,409
	累 計 B	581,499,483	544,195	2,738,295,028	3,320,338,706	16,449,223,269	32,435,021,409
	対予算収入率 (B / A)	% 0.9	% 0.0	% 13.6	-----	-----	-----
支 出 済 額	月 計	484,542,498	38,351,742	1,282,441,597	1,805,335,837	8,269,051,107	32,722,872,861
	累 計 C	484,542,498	38,351,742	1,282,441,597	1,805,335,837	8,269,051,107	32,722,872,861
	対予算執行率 (C / A)	% 0.7	% 0.1	% 6.4	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-9,983,026,483	96,956,985	-37,807,547	1,455,853,431	1,515,002,869	8,180,172,162	-287,851,452
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-9,983,026,483	96,956,985	-37,807,547	1,455,853,431	1,515,002,869	8,180,172,162	-287,851,452

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000
運用	用地取得基金 C	5,354,008,297	0	5,354,008,297
基金合計 A + B + C		124,566,332,297	0	124,566,332,297

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,147,400	10,000	2,157,400
みずほ銀行 預託金	当座預金	425,086	2,682,439	3,107,525
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	31,924,000,000	-23,790,000,000	8,134,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		31,926,572,486	-23,787,307,561	8,139,264,925

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		22,641,332,297	0	22,641,332,297
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		124,566,332,297	0	124,566,332,297

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳 計 現 金 等										(単位 円)
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計				歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)		
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公共駐車場 会 計					
予 算 現 額 A	331,469,432,239	67,079,946,000	63,702,344,000	18,625,346,000	339,422,000	481,216,490,239	-----	-----		
収 入 済 額	月 計	-110,580,047	1,729,732,751	12,937,595	91,092,727	16,813,527,150	0	16,813,527,150		
	累 計 B	65,481,291,043	63,283,015,437	18,566,940,192	321,644,727	471,240,895,775	130,361,066,373	601,601,962,148		
	対予算収入率 (B / A)	% 97.6	% 99.3	% 99.7	% 94.8	-----	-----	-----		
支 出 済 額	月 計	-284,053,549	686,133,588	4,855,491	100,721,908	15,708,492,814	0	15,708,492,814		
	累 計 C	64,907,495,753	62,697,953,348	18,541,564,192	321,644,727	461,708,745,062	121,410,856,209	583,119,601,271		
	対予算執行率 (C / A)	% 95.1	% 98.4	% 99.6	% 94.8	-----	-----	-----		
累計収支差 (B - C)	D 8,347,917,334	573,795,290	585,062,089	25,376,000	0	9,532,150,713	8,950,210,164	18,482,360,877		
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0		
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	[注2] 8,950,210,164	[注2] 8,950,210,164		
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	8,347,917,334	573,795,290	585,062,089	25,376,000	0	9,532,150,713	0	9,532,150,713		

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

[注2] 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、令和6年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	330,595,941,439	65,103,843,000	63,632,520,000	20,142,207,000	148,878,570,000	-----	-----
月 計	14,876,352,027	3,466,560,812	6,092,485,769	743,020,200	25,178,418,808	7,861,410,168	33,039,828,976
累 計 B	27,541,811,461	4,048,060,295	6,093,029,964	3,481,315,228	41,164,216,948	24,310,633,437	65,474,850,385
対予算収入率 (B / A)	% 8.3	% 6.2	% 9.6	% 17.3	-----	-----	-----
月 計	19,490,889,602	3,560,029,500	5,096,784,037	998,976,143	29,146,679,282	7,730,731,614	36,877,410,896
累 計 C	42,139,375,519	4,044,571,998	5,135,135,779	2,281,417,740	53,600,501,036	15,999,782,721	69,600,283,757
対予算執行率 (C / A)	% 12.7	% 6.2	% 8.1	% 11.3	-----	-----	-----
累計収支差 D (B - C)	-14,597,564,058	3,488,297	957,894,185	1,199,897,488	-12,436,284,088	8,310,850,716	-4,125,433,372
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-14,597,564,058	3,488,297	957,894,185	1,199,897,488	-12,436,284,088	8,310,850,716	-4,125,433,372

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	-2,961,540,000	49,086,962,000
	減債基金	12,200,462,000	351,468,000	12,551,930,000
	施設整備基金	32,873,795,000	4,646,385,000	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	6,000	452,700,000
	福祉基金	150,979,000	-56,503,000	94,476,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	1,185,000	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	147,679,000	2,330,601,000
	まちづくり基金	951,356,000	2,417,000	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	4,124,000	5,034,734,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	85,325,000	4,051,967,000
	一般会計 A	113,857,962,000	2,220,546,000	116,078,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	686,105,000	6,040,467,000
	用地取得基金 C	5,354,008,297	0	5,354,008,297
基金合計 A + B + C		124,566,332,297	2,906,651,000	127,472,983,297

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	0	2,157,400
みずほ銀行 預託金	当座預金	3,107,525	-2,547,584
	普通預金(無利息)	0	0
	普通預金(有利息)	8,134,000,000	-2,730,000,000
	通知預金	0	0
	譲渡性預金	0	0
	自由金利型定期預金	0	0
国債等	0	0	0
合計	8,139,264,925	-2,732,547,584	5,406,717,341

基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
当座預金	0	0	0
普通預金(有利息)	22,641,332,297	2,906,651,000	25,547,983,297
通知預金	0	0	0
譲渡性預金	0	0	0
自由金利型定期預金	95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等	6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計	124,566,332,297	2,906,651,000	127,472,983,297

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年6月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	330,595,941,439	65,103,843,000	63,632,520,000	20,142,207,000	148,878,570,000	-----	-----
月 計	24,693,777,590	3,976,109,433	3,914,600,756	59,314,000	7,950,024,189	10,913,426,473	43,557,228,252
累 計 B	52,235,589,051	8,024,169,728	10,007,630,720	3,540,629,228	21,572,429,676	35,224,059,910	109,032,078,637
対予算収入率 (B / A)	% 15.8	% 12.3	% 15.7	% 17.6	-----	-----	-----
月 計	24,629,084,384	3,475,469,940	5,109,101,153	980,558,216	9,565,129,309	7,684,831,814	41,879,045,507
累 計 C	66,768,459,903	7,520,041,938	10,244,236,932	3,261,975,956	21,026,254,826	23,684,614,535	111,479,329,264
対予算執行率 (C / A)	% 20.2	% 11.6	% 16.1	% 16.2	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-14,532,870,852	504,127,790	-236,606,212	278,653,272	546,174,850	11,539,445,375	-2,447,250,627
基金繰替運用 E	3,500,000,000	0	0	0	0	0	3,500,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-11,032,870,852	504,127,790	-236,606,212	278,653,272	546,174,850	11,539,445,375	1,052,749,373

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	49,086,962,000	3,529,000,000	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	5,034,734,000	3,000,000,000	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	116,078,508,000	6,529,000,000	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	5,354,008,297	-3,500,000,000	1,854,008,297
基金合計 A + B + C		127,472,983,297	3,029,000,000	130,501,983,297

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行 預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	20,000	2,177,400
	当座預金	559,941	1,012,032	1,571,973
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,404,000,000	-4,355,000,000	1,049,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
	国債等	0	0	0
合計		5,406,717,341	-4,353,967,968	1,052,749,373

基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		25,547,983,297	29,000,000	25,576,983,297
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	3,000,000,000	98,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		127,472,983,297	3,029,000,000	130,501,983,297

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年7月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	330,595,941,439	65,103,843,000	63,632,520,000	20,142,207,000	148,878,570,000	-----	-----
月 計	16,165,296,718	7,033,803,098	8,081,422,820	2,283,778,502	17,399,004,420	10,469,312,746	44,033,613,884
累 計 B	68,400,885,769	15,057,972,826	18,089,053,540	5,824,407,730	38,971,434,096	45,693,372,656	153,065,692,521
対予算収入率 (B / A)	% 20.7	% 23.1	% 28.4	% 28.9	-----	-----	-----
月 計	23,876,724,715	3,332,511,110	5,319,749,204	974,265,707	9,626,526,021	10,886,255,017	44,389,505,753
累 計 C	90,645,184,618	10,852,553,048	15,563,986,136	4,236,241,663	30,652,780,847	34,570,869,552	155,868,835,017
対予算執行率 (C / A)	% 27.4	% 16.7	% 24.5	% 21.0	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-22,244,298,849	4,205,419,778	2,525,067,404	1,588,166,067	-13,925,645,600	11,122,503,104	-2,803,142,496
基金繰替運用 E	5,000,000,000	0	0	0	5,000,000,000	0	5,000,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-17,244,298,849	4,205,419,778	2,525,067,404	1,588,166,067	-8,925,645,600	11,122,503,104	2,196,857,504

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	1,854,008,297	-1,204,507,440	649,500,857
	基金合計 A + B + C	130,501,983,297	-1,204,507,440	129,297,475,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,177,400	-20,000	2,157,400
	当座預金	1,571,973	-871,869	700,104
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	1,049,000,000	1,145,000,000	2,194,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		1,052,749,373	1,144,108,131	2,196,857,504

基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		25,576,983,297	-1,204,507,440	24,372,475,857
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		98,425,000,000	0	98,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		130,501,983,297	-1,204,507,440	129,297,475,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年8月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計			
予 算 現 額 A	330,595,941,439	65,103,843,000	63,632,520,000	20,142,207,000	148,878,570,000	-----	-----
月 計	21,931,556,199	4,756,874,784	3,454,705,561	1,085,647,400	9,297,227,745	9,110,358,288	40,339,142,232
累 計 B	90,332,441,968	19,814,847,610	21,543,759,101	6,910,055,130	48,268,661,841	54,803,730,944	193,404,834,753
対予算収入率 (B / A)	% 27.3	% 30.4	% 33.9	% 34.3	-----	-----	-----
月 計	17,660,510,058	6,188,649,585	5,361,494,748	1,055,563,782	12,605,708,115	10,498,817,076	40,765,035,249
累 計 C	108,305,694,676	17,041,202,633	20,925,480,884	5,291,805,445	43,258,488,962	45,069,686,628	196,633,870,266
対予算執行率 (C / A)	% 32.8	% 26.2	% 32.9	% 26.3	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-17,973,252,708	2,773,644,977	618,278,217	1,618,249,685	5,010,172,879	9,734,044,316	-3,229,035,513
基金繰替運用 E	4,500,000,000	0	0	0	0	0	4,500,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-13,473,252,708	2,773,644,977	618,278,217	1,618,249,685	5,010,172,879	9,734,044,316	1,270,964,487

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	649,500,857	500,000,000	1,149,500,857
基金合計 A + B + C		129,297,475,857	500,000,000	129,797,475,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	0	2,157,400
みずほ銀行 預託金	当座預金	700,104	4,807,087
	普通預金(無利息)	0	0
	普通預金(有利息)	2,194,000,000	1,264,000,000
	通知預金	0	0
	譲渡性預金	0	0
	自由金利型定期預金	0	0
国債等	0	0	0
合計	2,196,857,504	-925,893,017	1,270,964,487

基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
当座預金	0	0	0
普通預金(有利息)	24,372,475,857	500,000,000	24,872,475,857
通知預金	0	0	0
譲渡性預金	0	0	0
自由金利型定期預金	98,425,000,000	0	98,425,000,000
国債等	6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計	129,297,475,857	500,000,000	129,797,475,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年9月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計			
予 算 現 額 A	335,309,319,439	64,976,202,000	64,219,670,000	20,142,207,000	149,338,079,000	-----	-----
月 計	36,946,936,488	4,939,120,330	9,279,013,089	1,220,638,400	15,438,771,819	11,932,794,332	64,318,502,639
累 計 B	127,279,378,456	24,753,967,940	30,822,772,190	8,130,693,530	63,707,433,660	66,736,525,276	257,723,337,392
対予算収入率 (B / A)	% 38.0	% 38.1	% 48.0	% 40.4	-----	-----	-----
月 計	22,135,168,396	6,350,403,502	5,298,332,778	1,064,167,194	12,712,903,474	9,057,275,562	43,905,347,432
累 計 C	130,440,863,072	23,391,606,135	26,223,813,662	6,355,972,639	55,971,392,436	54,126,962,190	240,539,217,698
対予算執行率 (C / A)	% 38.9	% 36.0	% 40.8	% 31.6	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-3,161,484,616	1,362,361,805	4,598,958,528	1,774,720,891	7,736,041,224	12,609,563,086	17,184,119,694
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-3,161,484,616	1,362,361,805	4,598,958,528	1,774,720,891	7,736,041,224	12,609,563,086	17,184,119,694

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名	前月末	増減	現在高
財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
運用 用地取得基金 C	1,149,500,857	4,500,000,000	5,649,500,857
基金合計 A + B + C	129,797,475,857	4,500,000,000	134,297,475,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	0	2,157,400
みずほ銀行預託金			
当座預金	4,807,087	-1,844,793	2,962,294
普通預金(無利息)	0	0	0
普通預金(有利息)	1,264,000,000	15,915,000,000	17,179,000,000
通知預金	0	0	0
譲渡性預金	0	0	0
自由金利型定期預金	0	0	0
国債等	0	0	0
合計	1,270,964,487	15,913,155,207	17,184,119,694

基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
当座預金	0	0	0
普通預金(有利息)	24,872,475,857	1,500,000,000	26,372,475,857
通知預金	0	0	0
譲渡性預金	0	0	0
自由金利型定期預金	98,425,000,000	3,000,000,000	101,425,000,000
国債等	6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計	129,797,475,857	4,500,000,000	134,297,475,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年10月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	335,656,473,439	64,976,202,000	64,219,670,000	20,142,207,000	149,338,079,000	-----	-----
月 計	20,205,542,898	5,205,229,898	3,500,596,288	716,813,100	9,422,639,286	9,142,697,930	38,770,880,114
累 計 B	147,484,921,354	29,959,197,838	34,323,368,478	8,847,506,630	73,130,072,946	75,879,223,206	296,494,217,506
対予算収入率 (B / A)	% 43.9	% 46.1	% 53.4	% 43.9	-----	-----	-----
月 計	33,923,840,312	6,259,064,370	5,425,925,618	2,042,846,441	13,727,836,429	11,946,026,586	59,597,703,327
累 計 C	164,364,703,384	29,650,670,505	31,649,739,280	8,398,819,080	69,699,228,865	66,072,988,776	300,136,921,025
対予算執行率 (C / A)	% 49.0	% 45.6	% 49.3	% 41.7	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-16,879,782,030	308,527,333	2,673,629,198	448,687,550	-13,448,937,949	9,806,234,430	-3,642,703,519
基金繰替運用 E	5,500,000,000	0	0	0	5,500,000,000	0	5,500,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-11,379,782,030	308,527,333	2,673,629,198	448,687,550	-7,948,937,949	9,806,234,430	1,857,296,481

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	5,649,500,857	-5,500,000,000	149,500,857
基金合計 A + B + C		134,297,475,857	-5,500,000,000	128,797,475,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	0	2,157,400
	当座預金	2,962,294	-1,823,213	1,139,081
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	17,179,000,000	-15,325,000,000	1,854,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		17,184,119,694	-15,326,823,213	1,857,296,481

基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		26,372,475,857	-5,500,000,000	20,872,475,857
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		134,297,475,857	-5,500,000,000	128,797,475,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年11月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	335,656,473,439	64,976,202,000	64,219,670,000	20,142,207,000	149,338,079,000	-----	-----
月 計	31,216,248,729	4,859,538,088	5,448,314,813	3,021,223,312	13,329,076,213	11,690,368,135	56,235,693,077
累 計 B	178,701,170,083	34,818,735,926	39,771,683,291	11,868,729,942	86,459,149,159	87,569,591,341	352,729,910,583
対予算収入率 (B / A)	% 53.2	% 53.6	% 61.9	% 58.9	-----	-----	-----
月 計	17,043,056,826	6,352,364,173	5,215,647,943	1,869,412,546	13,437,424,662	9,135,436,527	39,615,918,015
累 計 C	181,407,760,210	36,003,034,678	36,865,387,223	10,268,231,626	83,136,653,527	75,208,425,303	339,752,839,040
対予算執行率 (C / A)	% 54.0	% 55.4	% 57.4	% 51.0	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-2,706,590,127	-1,184,298,752	2,906,296,068	1,600,498,316	3,322,495,632	12,361,166,038	12,977,071,543
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-2,706,590,127	-1,184,298,752	2,906,296,068	1,600,498,316	3,322,495,632	12,361,166,038	12,977,071,543

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	149,500,857	5,500,000,000	5,649,500,857
基金合計 A + B + C		128,797,475,857	5,500,000,000	134,297,475,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	0	2,157,400
	当座預金	1,139,081	-224,938	914,143
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	1,854,000,000	11,120,000,000	12,974,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		1,857,296,481	11,119,775,062	12,977,071,543

基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		20,872,475,857	5,500,000,000	26,372,475,857
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		128,797,475,857	5,500,000,000	134,297,475,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和6年12月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計 + 特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金 + 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業 会 計	介護保険 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 会 計			
予 算 現 額 A	338,967,593,439	64,976,202,000	64,219,670,000	20,142,207,000	149,338,079,000	-----	-----
月 計	26,274,444,110	10,665,050,576	5,879,804,651	666,871,700	17,211,726,927	8,820,471,069	52,306,642,106
累 計 B	204,975,614,193	45,483,786,502	45,651,487,942	12,535,601,642	103,670,876,086	96,390,062,410	405,036,552,689
対予算収入率 (B / A)	% 60.5	% 70.0	% 71.1	% 62.2	-----	-----	-----
月 計	36,262,188,419	6,505,542,889	5,314,876,948	1,920,387,002	13,740,806,839	11,883,688,306	61,886,683,564
累 計 C	217,669,948,629	42,508,577,567	42,180,264,171	12,188,618,628	96,877,460,366	87,092,113,609	401,639,522,604
対予算執行率 (C / A)	% 64.2	% 65.4	% 65.7	% 60.5	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-12,694,334,436	2,975,208,935	3,471,223,771	346,983,014	6,793,415,720	9,297,948,801	3,397,030,085
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-12,694,334,436	2,975,208,935	3,471,223,771	346,983,014	6,793,415,720	9,297,948,801	3,397,030,085

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	5,649,500,857	-750,924,000	4,898,576,857
基金合計 A + B + C		134,297,475,857	-750,924,000	133,546,551,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,157,400	0	2,157,400
みずほ銀行預託金	当座預金	914,143	-41,458	872,685
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	12,974,000,000	-9,580,000,000	3,394,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		12,977,071,543	-9,580,041,458	3,397,030,085

基金(みずほ銀行外31機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		26,372,475,857	-750,924,000	25,621,551,857
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		134,297,475,857	-750,924,000	133,546,551,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年1月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計			
予 算 現 額 A	338,967,593,439	64,976,202,000	64,219,670,000	20,142,207,000	488,305,672,439	-----	-----
月 計	18,239,056,353	5,248,736,694	5,440,610,003	1,332,876,038	30,261,279,088	9,292,310,585	39,553,589,673
累 計 B	223,214,670,546	50,732,523,196	51,092,097,945	13,868,477,680	338,907,769,367	105,682,372,995	444,590,142,362
対予算収入率 (B / A)	% 65.9	% 78.1	% 79.6	% 68.9	-----	-----	-----
月 計	21,263,655,022	6,395,666,812	5,474,623,192	2,073,222,136	35,207,167,162	8,644,009,418	43,851,176,580
累 計 C	238,933,603,651	48,904,244,379	47,654,887,363	14,261,840,764	349,754,576,157	95,736,123,027	445,490,699,184
対予算執行率 (C / A)	% 70.5	% 75.3	% 74.2	% 70.8	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-15,718,933,105	1,828,278,817	3,437,210,582	-393,363,084	-10,846,806,790	9,946,249,968	-900,556,822
基金繰替運用 E	1,000,000,000	0	0	0	1,000,000,000	0	1,000,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-14,718,933,105	1,828,278,817	3,437,210,582	-393,363,084	-9,846,806,790	9,946,249,968	99,443,178

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	0	52,615,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	0	122,607,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	4,898,576,857	-1,000,000,000	3,898,576,857
	基金合計 A + B + C	133,546,551,857	-1,000,000,000	132,546,551,857

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
みずほ銀行預託金	現金 (金銭出納員保管金)	2,157,400	8,000	2,165,400
	当座預金	872,685	2,405,093	3,277,778
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	3,394,000,000	-3,300,000,000	94,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
	国債等	0	0	0
合計		3,397,030,085	-3,297,586,907	99,443,178

基金(みずほ銀行外31機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		25,621,551,857	-1,000,000,000	24,621,551,857
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		133,546,551,857	-1,000,000,000	132,546,551,857

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書 (令和7年2月28日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和6年度)

歳計現金等		(単位 円)					
区 分	一 般 会 計	特 別 会 計			歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計			
予 算 現 額 A	338,967,593,439	64,976,202,000	64,219,670,000	20,142,207,000	488,305,672,439	-----	-----
月 計	21,863,174,796	4,933,831,934	3,859,749,329	3,902,680,392	34,559,436,451	11,030,572,511	45,590,008,962
累 計 B	245,077,845,342	55,666,355,130	54,951,847,274	17,771,158,072	373,467,205,818	116,712,945,506	490,180,151,324
対予算収入率 (B / A)	% 72.3	% 85.7	% 85.6	% 88.2	-----	-----	-----
月 計	26,348,785,303	6,603,492,047	5,222,667,730	2,065,466,103	40,240,411,183	9,231,966,530	49,472,377,713
累 計 C	265,282,388,954	55,507,736,426	52,877,555,093	16,327,306,867	389,994,987,340	104,968,089,557	494,963,076,897
対予算執行率 (C / A)	% 78.3	% 85.4	% 82.3	% 81.1	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-20,204,543,612	158,618,704	2,074,292,181	1,443,851,205	-16,527,781,522	11,744,855,949	-4,782,925,573
基金繰替運用 E	5,000,000,000	0	0	0	5,000,000,000	0	5,000,000,000
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-15,204,543,612	158,618,704	2,074,292,181	1,443,851,205	-11,527,781,522	11,744,855,949	217,074,427

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,615,962,000	-500,000,000	52,115,962,000
	減債基金	12,551,930,000	0	12,551,930,000
	施設整備基金	37,520,180,000	0	37,520,180,000
	文化芸術振興基金	452,700,000	0	452,700,000
	福祉基金	94,476,000	0	94,476,000
	医療環境整備基金	4,001,185,000	0	4,001,185,000
	みどりを育む基金	2,330,601,000	0	2,330,601,000
	まちづくり基金	953,773,000	0	953,773,000
	大江戸線延伸推進基金	8,034,734,000	0	8,034,734,000
	区営住宅整備基金	4,051,967,000	0	4,051,967,000
	一般会計 A	122,607,508,000	-500,000,000	122,107,508,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	6,040,467,000	0	6,040,467,000
	用地取得基金 C	3,898,576,857	-3,878,037,835	20,539,022
基金合計 A + B + C		132,546,551,857	-4,378,037,835	128,168,514,022

(2) 保有現金 保管調書

歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,165,400	0	2,165,400
みずほ銀行 預託金	当座預金	3,277,778	-2,368,751	909,027
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	94,000,000	120,000,000	214,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		99,443,178	117,631,249	217,074,427

基金(みずほ銀行外31機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,621,551,857	-4,878,037,835	19,743,514,022
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		101,425,000,000	0	101,425,000,000
国債等		6,500,000,000	500,000,000	7,000,000,000
合計		132,546,551,857	-4,378,037,835	128,168,514,022

(3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

決算等審査結果および 財政健全化判断比率審査結果

令和５年度決算等審査結果報告および
財政健全化判断比率審査結果報告（概要）

１ 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

（１） 審査の結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

（２） 審査意見

日本経済は、景気の緩やかな回復が続くことが期待されるが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れリスクを抱えている。また、物価上昇のほか、ウクライナや中東地域をはじめとする国際情勢、国内外における為替、株式市場の動向も懸念され、日本経済の先行きは依然として不透明である。

こうした状況下であっても、本年３月に策定した「第３次みどりの風吹くまちビジョン」を始めとする各計画に掲げた取組を着実に推進されたい。

あわせて、引き続き、着実な政策運営と持続可能な財政運営の両立を堅持するよう努められたい。

以下、総括意見および個別意見を付す。

ア 総括意見

令和５年度当初予算は、「これまでの政策展開の成果を踏まえ、練馬区の更なる発展に向けた取組を強化する予算」と位置付け、「第２次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン」に掲げる施策を中心に編成された。

当初予算編成後、第２子以降の学校給食費無償化や、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する経費等を中心に、６回の補正を行った結果、令和５年度の予算総額は４,８１２億１,６４９万円となった。

各会計歳入歳出決算は、総額で95億3,215万円の黒字となった。これは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進んだことに加え、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等への給付金を始めとする、物価高騰対策等に必要な予算を確保しつつ、都支出金などの財源確保に努めたことが大きい。また、必要な施策を精査し、機動的に行った結果であると受け止めている。

「第2次みどりの風吹くまちビジョン」で掲げた「6つの施策の柱」ごとの予算の執行状況からは、ランドデザイン構想に示す区の将来像の実現に向けて、着実に各分野の取組が進められたものと言える。

(単位：千円・%)

施策の柱		予算額	執行額	執行率
	子どもたちの笑顔輝くまち	11,896,344	11,437,277	96.1
	高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	935,966	911,553	97.4
	安心を支える福祉と医療のまち	899,802	851,699	94.7
	安全・快適、みどりあふれるまち	9,979,510	9,809,969	98.3
	いきいきと心豊かに暮らせるまち	2,075,070	1,960,138	94.5
	区民とともに区政を進める	656,571	631,766	96.2

本年3月に策定した「第3次みどりの風吹くまちビジョン」および「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）」に掲げた取組を着実に推進されたい。

老朽化した区立施設の更新や都市インフラの整備への対応、扶助費をはじめとする義務的経費の増加に加え、ふるさと納税による流出額が年々拡大するなど、区財政の先行きは厳しさを増すことが見込まれる。

引き続き、着実な政策運営と持続可能な財政運営の両立を堅持するよう努められたい。

イ 個別意見

【一般会計歳入】

一般会計歳入の総額は、特別区財政調整交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などが増加したことにより、前年度と比較して0.5%増加し3,235億8,800万円となった。

区の歳入全体の5割以上を占める特別区税および特別区交付金のいずれも前年度を上回る結果となった。これらの歳入は景気動向に左右されやすく、経済の先行きが不透明感を増す中、依然として予断を許さない状況が続いている。

特別区民税は、納税義務者数の増加等を背景に、増収を続けているとともに、収入率も上昇傾向にある。一方で、収入未済額は、4年振りに増加

に転じ、前年度と比較して6,692万円の増加となった。本年4月に運用を開始した、未納対策業務を支援するAIは全国初となる「練馬区モデル」であり、注目に値する。引き続き収納対策に当たられたい。

法人住民税の一部国税化など、不合理な税制改正の影響による減収は特別区全体で令和5年度だけでも3,200億円を上回るとの試算もある。これは練馬区の令和5年度一般会計歳入と同規模となっている。特にふるさと納税制度による特別区民税の減収額は、年々拡大を続けている。練馬区においては、前年度から約7億円増加し、約44億5千万円となり、他自治体への住民税の流出が続いている。

区は、これまでも特別区長会や東京都と力を合わせ、率先して国に制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求めている。引き続き、機会を捉えて問題提起を行い、国に働きかけられたい。

このような状況の中、寄付金では、「牧野記念庭園プロジェクト」「中里郷土の森ホタルプロジェクト」を立ち上げ、それぞれ目標額を上回る金額を集めた。返礼品によらず、寄付金の目的や用途を具体的にすることで、歳入を確保した好事例である。

本年3月、区は「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）」を策定した。同計画に基づく改修改築等に要する経費は、今後10年間で約2,100億円に上る見通しとしている。

学校改築、道路、公園など区民生活を支える社会資本を形成する事業には、世代間の負担の公平性を図るため、特別区債の活用も考えられる。後年度の負担に十分配慮し、特定目的基金とのバランスに留意の上、引き続き特別区債の活用を図られたい。

【一般会計歳出】

一般会計歳出は、予算現額に対する執行率が95.1%であり、予算はおおむね着実に執行された。

予算に対する不用額は、歳出予算の2.6%に当たる87億2,177万円であり、前年度に比べ55億285万円の減となった。不用額は、計画的かつ効率的な予算の執行に努めた結果である場合のほか、予算見積と予算執行の不整合によって生じる場合がある。後者は、効果的・効率的な財源の配分を阻害する要因となる。

予算流用額は、歳出予算の0.03%に当たる1億1,583万円であった。前年度に比べ1億4,503万円（55.6%）の減である。予算の流用は、練馬区予算事務規則において「執行上真にやむを得ない場合に限り」認められている。

不用額、予算流用額とも、前年度に比べて大幅に減少している。引き続き予算見積の精度を向上させ、不用額と予算流用額のさらなる圧縮に努められたい。

令和５年度は、６回にわたり補正予算を編成し、物価上昇の影響を受けている区民や事業者への支援を充実させた。時期を逸することなく、機動的に対応したものと受け止めている。

一方、歳出予算全体の執行という面からは、前年度より減少したものの、多額の決算剰余金が生じている。予算計上に当たっては、所要額、財源、費用対効果等を十分精査し、財政規律の確保に引き続き留意されたい。

令和５年度末の積立基金の総額は、財政調整基金、減債基金および施設整備基金等への積み増しなどにより令和４年度末に比べ75億7,838万円増加し、1,192億1,232万円となった。区は、令和６年度予算編成に際し、財政調整基金と施設整備基金の積立目標額等を設定した。持続可能な財政運営を堅持するためのものであり、評価する。

大江戸線延伸推進基金等、他の積立基金についても必要な見直しを行い、引き続き財政基盤の強化に取り組まれたい。

【特別会計】

国民健康保険事業会計、介護保険会計および後期高齢者医療会計のいずれも保険料の収納率は順調に推移している。

とりわけ国民健康保険料の収納率は、毎年上昇し、過去最高の収納率を更新し続けている。特別区民税と一元的に取り組む収納対策に加えて、キャッシュレス決済手段の拡大による利便性の向上や、滞納者宅への訪問調査、ＳＭＳを活用した一斉催告の実施など、様々な取組を行ってきた。特に本年４月に運用を開始した、未納対策業務を支援するＡＩは全国初となる「練馬区モデル」であり、注目に値する。引き続き収納対策に当たられたい。

国民健康保険事業会計においては、歳入総額は1.5%の増、歳出総額は1.2%の増であった。被保険者数の減少に伴い、減少傾向にあった保険給付費は、コロナ禍における受診控えの反動により令和３年度に増加したものの、令和４年度に減少に転じ、令和５年度は対前年度比0.1%の増と、ほぼ横ばいとなった。一方で、年間１人当たり費用額は令和元年度に比べ14.9%増加した。本年３月に策定した第３期データヘルス計画を推進し、引き続き医療費の適正化に努められたい。

介護保険会計においては、第一号被保険者数の増加を上回る率で要介護認定者数が増加し、保険給付費の増加も顕著である。これにより、歳入総

額は対前年度比2.4%の増、歳出総額は対前年度比3.6%の増となった。第9期(令和6年度～8年度)の介護保険料は、負担能力に応じた設定とするともに、低所得者対策を継続し、介護保険給付準備基金の活用による保険料上昇抑制などを基本的な考えとして設定された。その結果、基準月額増額は70円にとどまっており、被保険者への影響と財源の確保を両立した。引き続き、介護保険制度の持続安定性と負担の公平性の確保を目指して取り組まれない。

後期高齢者医療会計においては、歳入歳出総額はいずれも対前年度比1.8%の増となった。被保険者の増加を受け、歳入、歳出ともに増加している。東京都後期高齢者医療広域連合の見込みでは、東京都の75歳以上人口は令和7年度まで増加を続け、被保険者数も増加するとしている。また、医療給付費は、窓口負担2割導入に伴う影響を加味しても、総額、1人当たり給付費ともに増加すると推計している。高齢者保健事業の充実と医療費適正化の取組の一層の推進を図るなど、後期高齢者医療制度を将来にわたり持続可能にするため、安定的かつ着実な運営に努められない。

【普通会計】

令和5年度は、実質収支は黒字であったものの、財政調整基金を30億円取り崩したことにより、実質単年度収支は赤字となった。

性質別歳出を見ると、義務的経費が、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の増により、前年度に比べ1.8%増加した。令和元年度と比較すると13.9%の増である。

また、学校改築、道路および公園整備などの投資的経費も、前年度に比べ17.2%増加し、令和元年度と比較すると13.5%の増である。

その他の経費は、新型コロナワクチン接種に係る経費の減少などにより、前年度に比べ3.6%減少したが、令和元年度と比較すると25.9%の増である。

目的別歳出を見ると、最も構成比が高い民生費は、前年度と比べ3.0%増加した。令和元年度と比較すると18.3%の増である。

財政指標を見ると、実質収支比率は、分子である実質収支額が前年度比で25.8%減少し、分母である標準財政規模が5.9%増加したため、前年度比で1.5ポイント減の3.7%となった。

公債費負担比率は、分母である一般財源が前年度比で4.7%増加し、分子である公債費充当一般財源が10.6%減少したため、前年度比で0.4ポイント減の2.2%となった。

経常収支比率は、物件費等の増により分子が2.0%増加したが、特別区財政調整交付金普通交付金等の増により分母が3.4%増加したため、前年度比で1.1ポイント減の80.6%に改善し、適正水準に近づいてきている。

しかし、扶助費を始めとする義務的経費の増加により、引き続き財政の硬直化が懸念される。また、老朽化した区立施設の更新や都市インフラの整備等、投資的経費の増加も見込まれる。

持続可能な財政運営を堅持していくために、財政指標の動向を注視し、区民福祉の向上と財政の健全性の確保に努められたい。

【資金収支】

当面必要としない歳計現金等と基金の運用については、低金利の状況下でも一定の運用収入を確保している。

日本銀行は、令和6年3月のマイナス金利政策の解除後、7月に政策金利を0.25%程度に引き上げた。今後も利上げする可能性があり、市場金利や国債金利も上昇することが予想される。適宜、公金管理検討委員会から知見を得るなど、引き続き情報収集に努め、安全性を確保しつつ、効果的な資金運用に取り組まれたい。

【用地取得基金】

用地取得基金においては、令和5年度に基金から44億5,678万円を運用して区民農園用地、生活介護事業所用地、小学校拡張用地、公園用地の取得が行われた。また、大泉学園駅北口自転車駐車場用地の一般会計への受入れが行われた。用地取得の機会を捉え、機動的に対応した結果であると受け止めている。

保有している用地について、財源の確保にも配慮しつつ、一般会計への受入れを図り、引き続き基金の効果的な運用に努められたい。

2 財政健全化判断比率の審査結果について

(1) 審査の結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率

(単位 %)

	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	2.5	2.5	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(注) 1 「-」の記載は、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

(2) 審査意見

令和5年度の健全化判断比率は、4つの指標の数値いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

しかし、4つの指標のうち実質公債費比率以外の3つの指標が増加しており、実質公債費比率についても、老朽化した区立施設の更新や都市インフラの整備等に伴い、特別区債の発行額が増えていくことが想定される。

今後も、長期的な展望に立ち、資産と負債を念頭に置き、持続可能な財政運営を目指し、引き続き財政の健全化を維持されたい。

行政監查結果

令和 6 年 度
(2 0 2 4 年 度)

行政監査結果報告

「防災備蓄物資等の管理状況について」

令和 7 年 (2025 年) 4 月
練馬区監査委員

目 次

第 1	行政監査の概要	1
1	目的	1
2	テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	監査対象および範囲	1
5	実施期間	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の方法	1
	課題等ヒアリング	1
	ヒアリング・実査	2
	監査委員実査	3
第 2	防災備蓄物資等の概要	4
1	練馬区地域防災計画について	4
2	備蓄物資等について	5
第 3	監査結果	11
1	備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか	11
2	備蓄物資等の管理は適切に行われているか	11
3	備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか	13
4	備蓄物資等の供給体制は十分に確保されているか	16
5	区民への家庭内備蓄に対する周知が図られているか	16
第 4	監査委員意見	18
第 5	資料	20
1	災害時における物流業務等の協力に関する協定書	20
2	在宅避難(家庭内備蓄等)の周知啓発事例	24
3	区民意識意向調査の結果(抜粋)	26

第 1 行政監査の概要

1 目的

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項）は、財務に関する事務の執行に加えて、組織、人員、事務処理および行政運営等について、事務事業が法令に適合し、合理的かつ効率的に実施されているか、その目的が達成されているかを体系的かつ総合的に監査する。

2 テーマ

防災備蓄物資等の管理状況について

3 選定趣旨

現在区が実施している様々な防災対策のうち、練馬区地域防災計画¹に基づき、災害時において区民の安全・安心の確保に資するために重要な備蓄物資等²が適切に整備され、管理・保管されているか、また、備蓄物資等の供給が適切に行われる体制が確保されているか等を調査・検証する。

1 練馬区地域防災計画...【第2 防災備蓄物資等の概要 1 練馬区地域防災計画について】参照

2 備蓄物資等...【第2 防災備蓄物資等の概要 2 備蓄物資等について】参照

4 監査対象および範囲

災害時の物資の備蓄対策に関する事務事業を行っている部課を対象とした。

5 実施期間

令和6年10月25日（金）から令和7年4月17日（木）まで

6 監査の着眼点

備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか。

備蓄物資等の管理は適切に行われているか。

備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか。

備蓄物資等の供給体制は十分に確保されているか。

区民への家庭内備蓄に対する周知が図られているか。

7 監査の方法

監査は、つぎの から の方法により実施した。

課題等ヒアリング

監査委員は、令和6年12月24日に関係課長から以下の課題について説明を受け、質疑を行った。

- ア 練馬区地域防災計画について（危機管理室危機管理課長）
 イ 備蓄物資等の管理、備蓄場所の配置、管理体制、供給体制について（危機管理室防災推進課長）
 ウ 家庭内備蓄に対する周知について（危機管理室区民防災課長）

ヒアリング・実査

監査事務局は、監査対象課に対して備蓄物資等の保管場所や備蓄物資等の品目・数量、管理状況等について情報収集を行い、現状把握と問題点の抽出を行った。また、監査対象課に資料の提出を求め、関係職員から補足説明を受けるとともに備蓄倉庫の実査を行った。

ア 実査・ヒアリング概要

防災備蓄倉庫は小中学校に配置されているので、定期監査における施設監査の際に状況を確認した。集中備蓄倉庫は、実査チェックシートに基づきチェックを行った。また、監査対象課に関係資料の提出を求め、担当職員から補足説明を受けた。

イ 実査対象施設

(ア) 避難拠点防災備蓄倉庫

区立小中学校98か所にある避難拠点防災備蓄倉庫（以下「防災備蓄倉庫」という。）のうち、令和6年度定期監査(7)の対象施設のうち、32校の実査を行った。

実査対象 防災備蓄倉庫

旭丘小学校	光が丘秋の陽小学校	旭丘中学校
豊玉小学校	光が丘第八小学校	開進第二中学校
豊玉南小学校	石神井台小学校	練馬中学校
開進第四小学校	光和小学校	光が丘第二中学校
南町小学校	北原小学校	光が丘第三中学校
練馬第二小学校	大泉小学校	石神井中学校
練馬東小学校	大泉第二小学校	石神井南中学校
旭町小学校	大泉学園小学校	大泉中学校
春日小学校	大泉学園緑小学校	大泉北中学校
光が丘四季の香小学校	泉新小学校	大泉学園中学校
光が丘春の風小学校		関中学校

(1) 集中備蓄倉庫

区内に24か所（令和7年3月末時点）ある集中備蓄倉庫のうち、延床面積が100㎡以上の倉庫12か所の実査を行った。

実査対象 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫名称	所在地
練馬総合運動場公園防災備蓄倉庫	練馬2 - 29 - 10
練馬防災備蓄倉庫	練馬1 - 17 - 37
光が丘防災備蓄倉庫	光が丘2 - 9 - 6
春日町防災備蓄倉庫	春日町2 - 12 - 1
北町防災備蓄倉庫	北町3 - 1 - 34
高松防災備蓄倉庫	高松4 - 5 - 10
谷原防災備蓄倉庫	谷原4 - 20 - 38
高野台防災備蓄倉庫	高野台3 - 8 - 32
関町南防災備蓄倉庫	関町南3 - 10 - 3
大泉町防災備蓄倉庫	大泉町2 - 1 - 31
南大泉防災備蓄倉庫	南大泉5 - 20 - 19
大泉学園町希望が丘公園防災備蓄倉庫	大泉学園町9 - 1

監査委員実査

監査委員は、令和7年1月16日に所管課立会いのもと、防災備蓄倉庫および集中備蓄倉庫各2か所、合計4か所の備蓄物資等の保管状況の実査を行った。

監査委員実査対象 備蓄倉庫

種別	備蓄倉庫名称	所在地
防災備蓄倉庫	光が丘春の風小学校防災備蓄倉庫	光が丘7 - 2 - 1
	光が丘秋の陽小学校防災備蓄倉庫	光が丘2 - 1 - 1
集中備蓄倉庫	高野台防災備蓄倉庫	高野台3 - 8 - 32
	大泉学園町希望が丘公園防災備蓄倉庫	大泉学園町9 - 1

第2 防災備蓄物資等の概要

1 練馬区地域防災計画について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「練馬区地域防災計画」が策定されている。計画では、発災時に必要な飲料水や食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各避難拠点や集中備蓄倉庫において物資を備蓄するとしている。

食料および生活必需品の確保は、「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和52年東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容）により、「食料については、区が1日分を目標に備蓄し、都は、それ以降の分について備蓄、調達で対応する。生活必需品については、主に都が備蓄および調達により確保する。」としている。

この役割分担に基づき、区は、都の被害想定に応じて、飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行い、避難所の生活環境を充実・強化させるための取組を行っている。

○計画の修正について

練馬区地域防災計画は、東京都地域防災計画の修正等を踏まえ、毎年検討を加え、必要がある場合は修正していくとされている。

都は、令和4年5月に首都直下地震等の被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命とくらしを確実に守るため、令和5年5月「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。都の新たな被害想定においては、区内で全壊棟数約2,500棟、建物消失棟数約11,000棟、死者数314人、避難者数最大約13万人等の被害が想定されている。これに伴い、区では、被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応や都の計画、近年の災害から得た教訓・社会経済情勢の変化を取り入れたものとして、令和6年3月に「練馬区地域防災計画」を修正した。

2 備蓄物資等について

備蓄場所	備蓄物資等
防災備蓄倉庫	避難所と防災拠点両方の機能を備えた避難所として全区立小中学校に設置。1 か所あたり 700 人分の飲料水や食料、生活必需品などの物資を備蓄している。
集中備蓄倉庫	避難者および帰宅困難者分の備蓄について、都の被害想定に基づく必要数と避難拠点等における備蓄量の差分を備蓄している。その他、発災 2 日目以降の食料の一部を都からの寄託を受けて備蓄している。令和 7 年 3 月末時点で区内 24 か所に設置している。
練馬区帰宅支援ステーション	帰宅困難者の一時滞在および徒歩帰宅を支援するため、区内 7 か所に設置。1 ステーションあたり 400 人分の飲料水や食料、携帯トイレ等を備蓄している。
保健相談所（6 か所）・ 区民事務所（3 か所）	避難者用液体ミルク

備蓄物資等の品目について

国が示す基本 8 品目を優先的に備蓄している。加えて避難所の生活環境を向上させるために、区民等の要望や他の被災地での事例を参考に物資の充実に努めている。98 か所の拠点には共通の物資が備蓄されており、その品目は避難拠点運営の手引にて共有されている。

【避難拠点備蓄物資等一覧】参照

国が示す基本 8 品目

食料	大人用おむつ
毛布	携帯トイレ・簡易トイレ
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	トイレットペーパー
乳児・小児用おむつ	生理用品

令和 6 年度は新たに口腔ケア用品やボディシートなど衛生用品の備蓄を開始した。また、アレルギー対応食や携帯トイレの増量などにも取り組んでいる。

避難拠点運営の手引(令和3年4月一部改訂版)第6章資料編より抜粋

避難拠点備蓄物資等一覧

令和3年4月1日時点

区分	物資名	1避難拠点あたりの数量(700人分)	区分	物資名	1避難拠点あたりの数量(700人分)
1	クラッカー(1箱70食入り)	1,330食	43	スコップ	5本
2	アレルギー対応食品(ライスクッキー)※R2年度から順次備蓄	70食	44	腕章	31枚
3	アルファ化米(1箱50食入り)	700食	45	ビブス	12枚
4	調製粉乳	21缶	46	ガソリン携行缶	2個
5	アレルギー対応調製粉乳	1缶	47	組立式トイレ(洋2・洋バネル式1)	3台
6	哺乳瓶	30本	48	マンホールシューター	2台
7	炊飯袋	7,000枚	49	マンホール開閉用手鍵	1本
8	保存水(500ml)	2,100ℓ	50	携帯トイレ	700枚
9	給水袋	700枚	51	ろ過器(残留塩素測定器・薬剤含む)	1台
10	組立水槽	3基	52	加工薪	50kg
11	ポリ容器(10ℓ)	240個	53	ガソリン缶詰(1ℓ)	32缶
12	毛布	700枚	54	灯油缶詰(1ℓ)	32缶
13	寝袋	700枚	55	灯油用ポンプ	1個
14	敷物	240枚	56	灯油運搬用ポリタンク	2個
15	子供用紙おむつ	486枚	57	じょうご	1個
16	大人用紙おむつ	330枚	58	ブロック	12個
17	ローソク	274本	59	トランジスタメガホン	2個
18	さらし	100反	60	トランシーバー	5個
19	担架	2台	61	筆談ボード	2枚
20	ガーゼ	282枚	62	スタンドパイプセット(消火栓用)	1式
21	包帯	60巻	63	スタンドパイプセット(応急給水栓用)	1式
22	生理用品(昼用)	800枚	64	特設公衆電話用電話器	3台
23	生理用品(夜用)	164枚	65	各種電子機器用乾電池(単1・2・3)	1式
24	三角巾	70枚	66	立入禁止テープ	2個
25	マスク	1,400枚	67	ブルーシート	3枚
26	ニトリル手袋	500組	68	ビニロンテープ(50m)	1本
27	非接触型体温計	3個	69	室内灯兼懐中電灯	2本
28	フェイスシールド	40枚	70	100m原反ロール(養生シート)	3本
29	カップ(防護服)	40着	71	台車	1台
30	ペーパータオル	300枚	72	OAタップ	3個
31	ゴミ袋	30枚	73	LEDランタン(単1乾電池3本使用)	10個
32	かまどセット	4台	74	LEDランタン用乾電池(単1)	30本
33	深釜	2個	75	ポータブルスロープ	1台
34	煮炊用バーナー	3台	76	折り畳みヘルメット	6個
35	ひしゃく	2本	77	折り畳みコンテナ(初動用品収納用)	1台
36	発電機(*情報拠点・医療救護所は1台加配)	3台	78	スマートフォン・携帯電話用充電器	1台
37	投光器	2台	79	避難所用屋内テント	8張
38	LED投光器	6台			
39	コードリール	3台			
40	懐中電灯	5個			
41	手持ちライト	2個			
42	万能おの	5本			

備蓄物資等の備蓄量および備蓄場所について

区の役割は1日分の備蓄が目標であるが、飲料水と食料は都の被害想定による避難者数78,200人より2割増として合計93,840人分を備蓄している。

加えて、物流が滞った場合に備え、発災2日目以降の食料の一部をあらかじめ都からの寄託を受けて区内の集中備蓄倉庫で備蓄している。

避難拠点としている区立小中学校98か所の防災備蓄倉庫には飲料水や食料、毛布、おむつ、生活必需品などについて1か所あたり700人分の物資が備蓄されている。

集中備蓄倉庫は、避難拠点で備蓄物資の不足が生じた場合に、予備の物資を補給するため、区内24か所に設置している。(令和7年3月末時点)

また、帰宅困難者対策として、都の被害想定による43,200人分の一時滞在および徒歩帰宅を支援するための物資も、練馬区帰宅支援ステーション等において備蓄している。なお、令和6年度に新たに追加された衛生用品は、上水道断水率を加味して数量を算出し、集中備蓄倉庫にて備蓄している。

備蓄物資等の管理について

備蓄物資等の管理は、令和5年度から運用を開始した災害情報システムを活用している。備蓄物資等の備蓄場所や品目、使用・賞味期限、備蓄数等を防災推進課の担当職員がシステムに入力し管理を行っている。

賞味期限等で入替えが必要な物資や、新たに備蓄を開始した物資等の倉庫への搬出入については、防災推進課が行っている。

賞味期限等がある備蓄物資の活用について

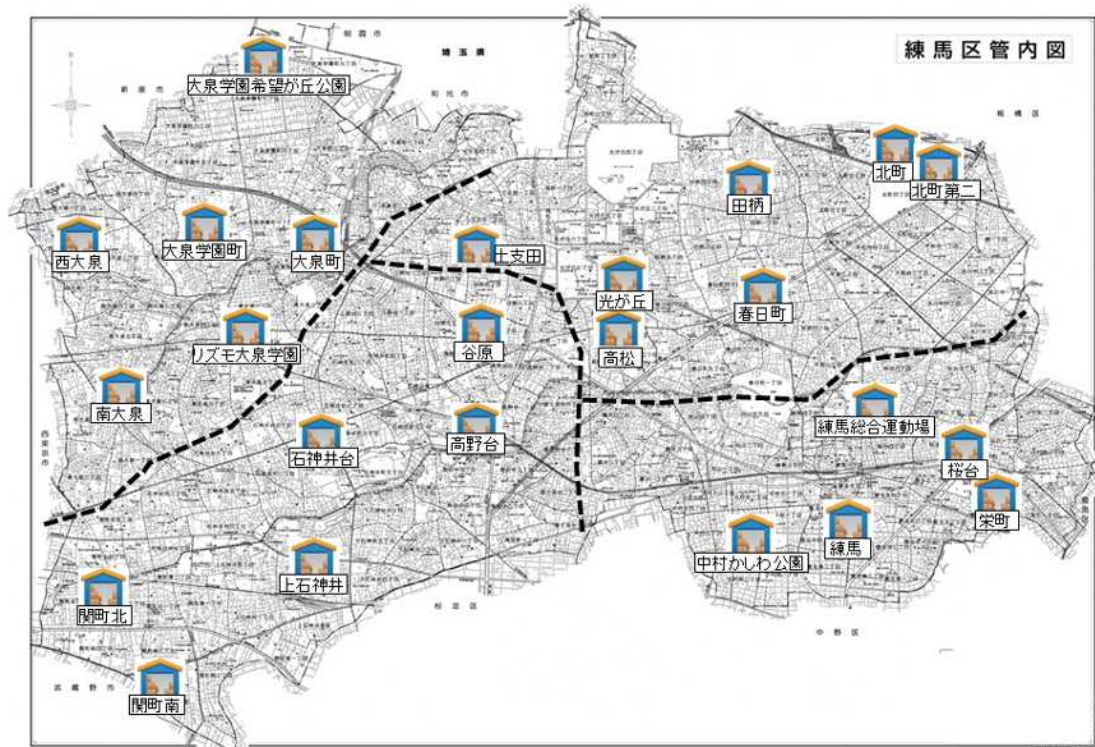
賞味期限等がある備蓄物資は、物資入替えの際に、防災訓練で参加者に配布、また、区事業などでチラシとともに区民に配布し、防災意識の啓発につなげるなど、廃棄することなく有効活用している。

備蓄物資...食料関係、飲料水関係、生活必需品、医療衛生関係の備蓄物資のこと。

集中備蓄倉庫の整備について

集中備蓄倉庫は、現在 24 か所整備されている。練馬区地域防災計画では 26 か所を目標に追加整備を行っていくこととしている。今後、集中備蓄倉庫の空白地域を解消するために、区有地の活用や区立施設等の改修・改築等の機会を捉え、集中備蓄倉庫を整備するとしている。

集中備蓄倉庫位置図(令和6年度末時点)



集中備蓄倉庫一覧(令和6年度末時点)

集中備蓄倉庫名称	所在地	延床面積(㎡)
練馬総合運動場公園防災備蓄倉庫	練馬2 - 29 - 10	100.00
練馬防災備蓄倉庫	練馬1 - 17 - 37	145.80
栄町防災備蓄倉庫	栄町9 - 10	75.40
中村かしわ公園防災備蓄倉庫	中村1 - 17 - 1	34.10
桜台防災備蓄倉庫	桜台2 - 19	81.03
光が丘防災備蓄倉庫	光が丘2 - 9 - 6	210.00
春日町防災備蓄倉庫	春日町2 - 12 - 1	145.20
北町防災備蓄倉庫	北町3 - 1 - 34	123.00
北町第二防災備蓄倉庫	北町1 - 28	67.48
田柄防災備蓄倉庫	田柄2 - 41	80.99
谷原防災備蓄倉庫	谷原4 - 20 - 38	150.00
高野台防災備蓄倉庫	高野台3 - 8 - 32	175.50
関町北防災備蓄倉庫	関町北5 - 13 - 40	63.00
関町南防災備蓄倉庫	関町南3 - 10 - 3	138.00
土支田防災備蓄倉庫	土支田2 - 12 - 2	50.22
上石神井防災備蓄倉庫	上石神井3 - 2 - 26	70.00
大泉町防災備蓄倉庫	大泉町2 - 1 - 31	132.00
南大泉防災備蓄倉庫	南大泉5 - 20 - 19	156.00
リズモ大泉学園防災備蓄倉庫	東大泉1 - 28 - 1	30.00
西大泉防災備蓄倉庫	西大泉5 - 25	49.58
大泉学園町防災備蓄倉庫	大泉学園町3 - 5 - 5	47.12
大泉学園町希望が丘公園防災備蓄倉庫	大泉学園町9 - 1	105.91
高松防災備蓄倉庫	高松4 - 5 - 10	399.87
石神井台防災備蓄倉庫	石神井台6 - 5	80.86

備蓄物資の輸送について

災害時の輸送体制を確保し、物流業務等を円滑に実施するため、一般社団法人東京都トラック協会練馬支部(以下「東京都トラック協会」という。)と協定を締結している。都も同様に東京都トラック協会と災害時の物流に関して協定を締結している。

【第5 資料 1 災害時における物流業務等の協力に関する協定書】参照

家庭内備蓄等の周知啓発について

自宅の倒壊や火災による危険がなく安全確認ができた場合には、自宅で生活続ける在宅避難が基本となる。

練馬区地域防災計画では、建物の耐震補強や家具類の転倒防止等室内の安全対策、食料や水、携帯トイレ等生活必需品の備蓄など、在宅避難対策の支援に取り組むとしている。

「防災の手引」を令和6年度に改訂し、在宅避難の際に必要となる備蓄品目の記載等の充実を図り、令和7年7月に全戸配布する予定である。また、防災フェスタや地域における訓練、講習会など様々な機会を活用し、在宅避難の重要性について周知啓発を強化していくとしている。

第3 監査結果

区が実施している様々な防災対策のうち、災害時において区民の安全・安心の確保に資するために備蓄物資等が適切に整備されているか等、5つの着眼点から検証を行った。

その結果、区は練馬区地域防災計画に基づき、備蓄物資等を防災備蓄倉庫や集中備蓄倉庫で管理・保管していることが確認できた。また、東京都トラック協会と細部にわたり協定が締結されており、備蓄物資の供給体制も確保されている。家庭内備蓄についても、引き続き周知啓発を強化していくことが確認できた。

これらのことから、個別事項については検討を要するものがあつたものの、防災備蓄物資等については概ね適正に管理していると認められる。

なお、検証結果に基づく個別意見については、備蓄物資等をより適切に管理するための課題と捉え、その改善に取り組まれない。

1 備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか

練馬区地域防災計画において、備蓄物資等の備蓄量については、都・区間の役割分担により、区が1日分を目標に備蓄することとされており、都の被害想定から算出した必要数を概ね備蓄していることを確認した。また、備蓄場所についても練馬区地域防災計画に基づき、避難拠点および集中備蓄倉庫に備蓄されている。

備蓄物資は、基本8品目を基準としながらも、要望にあわせて必要な物資を備蓄している。飲料水については、区で基準を定め各倉庫で備蓄している。

また、避難所の生活環境を向上させるために、令和6年度から新たに口腔ケア用品やボディシートなど衛生用品の備蓄を始めた。アレルギー対応食や携帯トイレの増量など物資の充実にも取り組んでいる。令和7年度には避難者の健康を維持するために、1か所あたり30個のエアーベッドの備蓄を開始するなど、引き続き備蓄物資を充実し避難所の生活環境の向上に取り組むとしている。

2 備蓄物資等の管理は適切に行われているか

備蓄物資は適正に管理されているか

令和4年5月に、都が首都直下地震等の被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、令和5年5月に「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。区では都の新たな被害想定で示された課題への対応や都の計画、近年の災害から得た教訓、社会経済情勢の変化を取り入れたものとして令和6年3月に「練馬区地域防災計画」を修正した。

計画の修正に伴い、備蓄物資についても新たな避難者数等にあわせて備蓄数を管理している。また、備蓄物資の品目についても、国が示す基本 8 品目を優先的に備蓄しているが、避難所の生活環境を向上させるために、要望や他の被災地での事例を参考に物資の充実に努めていることを確認した。なお、基本 8 品目のうち、トイレトーパーについては、避難拠点となる学校の在庫を活用することとしている。

監査委員実査および事務局実査を行った避難拠点の備蓄倉庫については、避難拠点要員や学校教職員、避難拠点運営連絡会による訓練が積極的に行われている学校は管理が行き届いている傾向にあった。

台帳の数値と実際の備蓄物資等の数は整合がとれているか

備蓄物資等は、令和 5 年度から運用を開始した災害情報システムにおいて数量が管理されている。また、監査事務局が行った集中備蓄倉庫の実査において、台帳の数値と実際の備蓄物資等の数を照合し、概ね一致していることを確認した。

この災害情報システムが導入されたことで、発災時に避難拠点からの要望・対応状況が共有できる体制が整った。

定期的に在庫管理が行われているか

防災備蓄倉庫は、備蓄物資入替え時等において定期的に在庫管理が行われていることを確認した。

集中備蓄倉庫は、令和 4 年度に集中備蓄倉庫備蓄物資再配備委託を行い、備蓄物資が迅速かつ効率的に搬出できるよう配置・配分の整理が行われた。主な内容は以下のとおり。

- ・地域（練馬、光が丘、石神井、大泉）ごとの物資総数が均等になるように物資を配分すること
- ・倉庫内の物資配置について、搬出の容易さ、ハンドリフトによる導線の確保を行うこと
- ・物資は、原則として、パレットに載せた状態にすること
- ・物資の積み上げの高さは 2 メートル以内とし、2 メートル以上となる場合は倒壊防止措置をとること
- ・作業後の防災倉庫の物資配置図および物資一覧の図面を提出すること

その後、令和 5 年度から運用を開始した災害情報システムにおいて、物品の数量管理を行っており、場所、数量、種類、期限について適正な在庫管理がされていた。

他自治体や民間の物流倉庫では、物資の種類や保管場所をリアルタイム

で把握し、管理の効率化を図ることができるよう二次元バーコードやRFIDなどによる在庫管理を行っているところもある。区においては、既に災害情報システムにて在庫管理が行われているところであるが、更なる効率化についても検討されたい。

RFID...「Radio Frequency Identification」の略で、専用タグ(RFタグ/ICタグ)のデータを非接触で読み書きする技術のこと

備蓄物資等の品質は確保されているか。使用期限を迎えた備蓄物資等の処分は適切か

備蓄物資は災害情報システムにおいて、賞味期限等を管理し入替えを行っている。処分に当たっては以下のような取組を行い、有効活用を図っている。

- ・防災備蓄倉庫の飲料水は、学校において活用
- ・アルファ化米 やクラッカーなどは、各部に活用見込数を調査し、各部において区民等に配布

アルファ化米...炊いたご飯を乾燥させて作られた加工米のこと。

- ・液体ミルクは、区立施設において区民等に配布
- ・生理用品は、コロナ禍において令和3年度から、男女共同参画センターえーる、総合福祉事務所4か所、生活サポートセンター、保健相談所6か所において区民等に配布、また、社会福祉協議会を通じて、女性保護団体やこども食堂など地域で活動する団体に提供し、各団体の活動の中で必要とする方等に配布

以上のように、備蓄物資のうち使用期限があるものについて、廃棄せず活用するよう取り組んでいる。また、区民等への配布の際はリーフレットを作成し啓発するなどの取組を行っており評価できるものである。備蓄物資は、公費で取得した区民の財産であり、公正かつ適切な取扱いが求められる。一部廃棄せざるを得ない備蓄物資も存在していることが確認されたため、引き続き、備蓄物資の有効活用に尽力されたい。

3 備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか

備蓄倉庫等の設置場所について

防災備蓄倉庫は、学校改築等の機会を捉え、体育館など避難者への物資の配布場所までの動線にも配慮して設置することが望ましい。

集中備蓄倉庫は、練馬区地域防災計画において26か所の目標を定めており、早期の倉庫整備に努められたい。一方で、他自治体では区域外に大規模な倉庫を確保しているところもあり、避難所の生活物資の充実に向けて、集中備蓄倉庫の在り方について参考にされたい。

他自治体では中高層住宅の建築に際し防災備蓄倉庫等の設置基準を設けている事例もある。区内の中高層住宅の居住者の割合は45%となっており、中高層住宅に対して備蓄体制を強化、充実するための方策について更なる取組を進められたい。

鍵の管理について

防災備蓄倉庫の鍵は、各小中学校の職員室等に保管しているほか、区職員である避難拠点の班長および副班長が所持している。

集中備蓄倉庫の鍵は、区役所本庁舎7階危機管理室にて保管されている。また、現地でも鍵を保管するため、各集中備蓄倉庫に暗証番号付きのキーボックスを設置している。

引き続き、避難拠点要員は日頃から学校教職員と鍵の保管場所の情報を共有し、倉庫が開錠できるか等を訓練等により確認をし、発災時に確実に対応できるようにされたい。

倉庫内にある備蓄物資等のレイアウト図の掲示について

実査の結果、防災備蓄倉庫は、多くの倉庫で入り口に備蓄物資の一覧が掲示されていた。

一方、集中備蓄倉庫は、実査を行った倉庫の半数においてレイアウト図が貼られていなかった。発災時には平時とは異なる職員が作業を行うことが想定されるため、必要な物資を効率よく取り出せるよう、備蓄物資等の配置場所がわかるレイアウト掲示等について検討されたい。

照明および懐中電灯等の配備について

集中備蓄倉庫の多くは、照明器具および停電時を想定しての懐中電灯が出入り口付近に備えられていたが、一部においては照明器具がなく、懐中電灯の備えも確認できなかった。

また、防災備蓄倉庫の一部は、通電していないため照明が使えない箇所も見受けられた。

発災時において、備蓄物資等を的確かつ安全に取り出すため、照明器具の設置について検討するほか、懐中電灯等の設置、ならびに場所の表示等を徹底されたい。

備蓄物資の転倒防止措置について

実査を行った集中備蓄倉庫において、一部の備蓄物資は梱包用ラップが巻かれるなど転倒防止措置がされていたが、ほとんどの備蓄物資は転倒防

止措置がされていなかった。

また、防災備蓄倉庫においては、天井近くまで備蓄物資が積み上げられているところや、倉庫内のスペースほぼ全てが備蓄物資で埋め尽くされているところがあった。

地震により備蓄物資が崩れ、倉庫の開閉が不可能となる事態も想定される。災害時に備蓄物資が円滑に取り出せる対応策を検討されたい。



天井近くまで積まれた毛布



転倒防止措置がされた物資

備蓄品の搬出について

集中備蓄倉庫では、倉庫床面の高さがトラックの荷台と合っており、トラックへの積み込みが容易になる工夫がなされている。（右写真参照）

また、倉庫周りにスロープが設置されており、倉庫外へのスムーズな搬出入が可能となっている。倉庫内の通路も確保されており、発災時においてもスムーズな搬出が可能となる。



ほとんどの倉庫においては、ハンドリフトによる搬出を想定し、品目ごとにパレットに載せる形で保管されていた。

しかしながら一部ではあるが、段差がある倉庫や、2階および地下に設置された倉庫もあり、物資の搬出が円滑ではない倉庫も見受けられた。

今後、新たな倉庫整備や既存倉庫を改修・改築する際には、搬出入を考慮した整備に努められたい。

その他

実査を行った集中備蓄倉庫では、脚立や消火器についても概ね設置がされていた。施設名表示は、一部表示のない倉庫があったため、名称の表示をされたい。

4 備蓄物資等の供給体制は十分に確保されているか

発災時、区内の被害程度は一様ではなく、地域によって差が生じることが想定される。被害が大きい避難拠点等で物資が不足した場合は、集中備蓄倉庫や他の避難拠点等から物資を輸送することとなる。迅速に物資を輸送する体制として、東京都トラック協会と「災害時における物流業務等の協力に関する協定」を締結し備えていることを確認した。

都や国からの支援物資は都が区内輸送拠点へ輸送することになっている。受け入れた支援物資と東京都米穀小売商組合練馬支部やスーパーマーケット・コンビニなどの協定事業者等から調達した物資についても、協定事業者（東京都トラック協会）が輸送することとしている。燃料を確保の上、実効性のある物資の供給体制を確立されたい。

また、発災直後には多くの帰宅困難者が発生することが想定されている。練馬区帰宅支援ステーションへの物資についても、迅速かつ確実に物資を供給されたい。

5 区民への家庭内備蓄に対する周知が図られているか

区報やホームページ、全戸配布している「わたしの便利帳」、「防災の手引」などで在宅避難を行うための家庭内備蓄について周知を行っている。在宅避難が可能となる建物の耐震化に加え、家具類の転倒防止やガラス飛散防止などの室内の安全対策についても周知を行っている。

家庭での安全対策を推進するため、家具類の転倒防止用品・感震ブレーカー、避難用品・保存食料など防災用品のあっせんを行っている。中高層住宅においても在宅避難が可能となるよう、令和7年度からマンホールトイレや応急給水栓の助成を開始するとしている。

「防災の手引」は、在宅避難の際に必要な備蓄品目の記載等を充実し、見やすさにも重点をおいて令和6年度に改訂し、令和7年7月に全戸配布を予定している。

新たに開始する助成制度の周知や、防災用品のあっせんについても引き続き取り組まれない。また、他自治体では中高層住宅の建築に際し防災備蓄倉庫等の設置基準を設ける事例や、自主防災組織に対し備蓄物資の購入助成を行っている事例もある。在宅避難の実効性を高めるための取組について他自治体例も参考にされたい。

【第5 資料 2 在宅避難（家庭内備蓄等）の周知啓発事例】参照

令和５年度に実施した区民意識意向調査では、「大地震が起きても、自宅が安全であれば在宅避難を選ぶ」と回答した者が全体の 85.0%にのぼった。家庭での備蓄量を聞いたところ、飲料水・食料は、「３日分以上」と回答した者が 42.2%で４割を超えており、「特にしていない」は 14.6%であった。一方で、携帯トイレは、「３日分以上」は 20.2%で、「特にしていない」は 53.1%であった。

令和６年度の同調査では、飲料水・食料について「３日分以上」と回答した者は前年度比 5.9 ポイント増の 48.2%であり、「特にしていない」は 1 ポイント減の 13.6%であった。携帯トイレは、「３日分以上」は前年度比 3.8 ポイント増の 24.0%で、「特にしていない」は前年度比 7.9 ポイント減の 45.2%であった。昨年度と比較して、いずれも家庭内の備蓄が進んでいる様子がうかがえる。

携帯トイレは未だ半数近くの家庭で備蓄が進んでいない状況である。令和６年能登半島地震では、上下水道が甚大な被害を受けたことにより、避難所や自宅のトイレが使用できず、深刻なトイレ不足が発生した。中高層住宅においては発災時にトイレ排水管の破損などによる下階住戸への影響の問題もある。在宅避難のためには携帯トイレの備蓄は欠かせない。家庭での備蓄を進めるため、区民の実践に繋がるよう、なお一層の周知啓発に努められたい。

【第５ 資料 ３ 区民意識意向調査の結果（抜粋）】参照

第4 監査委員意見

東京都は、令和4年5月に首都直下地震等の被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命と暮らしを確実に守るため、令和5年5月「東京都地域防災計画(震災編)」を修正した。これに伴い、区では、被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応や都の計画、また、近年の災害から得た教訓・社会経済情勢の変化を取り入れたものとして、令和6年3月に「練馬区地域防災計画」を修正した。

国は、政府の特別機関である地震調査研究推進本部において、首都直下地震の発生確率は今後30年間に70%の確率であるとしている。また、令和7年1月には、南海トラフ巨大地震の発生確率を80%に引き上げた。

自然災害は予測が難しく、発生すれば甚大な人的・経済的被害をもたらす恐れがある。人的・経済的被害を最小限に食い止めることが区の責務であり、全職員が危機感を共有し、それを実現するために様々な方策を講じなければならない。

現在、区は「攻めの防災」を積極的に展開し、ハード・ソフトの両面から様々な災害予防対策を進めている。地震等の災害発生直後における食料や飲料水、生活必需品の確保は、避難所運営の初期段階で特に重要である。区民の命・安全を守るため、災害時に備蓄物資が有効に機能するよう、更なる防災体制の構築に努められたい。

1 防災備蓄物資等の適正な管理について

集中備蓄倉庫について

集中備蓄倉庫は、今後、備蓄物資を充実させていくことが不可欠となる中、現状の備蓄倉庫の収容能力を精査し、必要な備蓄物資等が滞りなく各地域に配備されなければならない。集中備蓄倉庫の配置については、今後、空白地域を解消するために、区有地の活用や区立施設等の改修・改築等の機会を捉え、計画的な倉庫増設により、備蓄対策を強化されたい。

なお、都内他自治体では、大型の倉庫を設置し備蓄物資を一括で管理し迅速な搬出入を可能としている事例もある。区においても備蓄物資の配備を計画する上で、平常時の管理と災害時の有効性、それぞれの観点から備蓄倉庫の在り方について検討されたい。

また、備蓄物資の効率的な管理のために、二次元バーコードやRFIDなどを活用した方法の導入等、在庫管理のDX化についても引き続き検討されたい。

RFID...「Radio Frequency Identification」の略で、専用タグ(RFタグ/ICタグ)のデータを非接触で読み書きする技術のこと

防災備蓄倉庫について

避難拠点は避難者だけでなく地域の在宅避難者を含めた物資や飲料水の供給地点となる。防災備蓄倉庫は避難拠点開設後、直ちに物資の出し入れが必要となる施設である。避難拠点関係者による会議や訓練が積極的に行われている避難拠点は、備蓄倉庫の管理が行き届いている傾向にあった。一方で、開錠に時間を要する倉庫や、備蓄物資等が整頓されていない倉庫も見受けられた。平時から区と学校の避難拠点要員、避難拠点運営連絡会がともに行う訓練や会議の重要性について、関係者に改めて周知し、発災時に円滑に拠点運営が行えるよう、防災力の強化に取り組まれない。

2 防災備蓄物資の迅速な搬入・搬出体制の強化について

防災備蓄物資の供給体制は協定により確保されている。発災時に備蓄物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、協定事業者(東京都トラック協会)との合同訓練を充実させ、協定の実効性の向上に努められたい。

なお、都内他自治体では、備蓄物資の購入・輸送・管理業務等の包括管理を民間物流事業者に委託し事務の効率化を図っている事例がある。区においても民間物流事業者の活用について参考にされたい。

3 実践に繋がる区民への啓発について

区民一人ひとりの防災意識を高め防災への取組を重ねることが区全体の防災力を高めていくことに繋がる。今後も区報、ホームページ、ねりまホットラインに加えて、区民の生活スタイルの変化を踏まえ、YouTubeなどのSNSを活用されたい。区民が集まる様々な機会を捉え、区民の防災意識が実践に繋がるよう、なお一層の周知啓発に努められたい。

防災への備えは「自助」「共助」「公助」のバランスが重要である。「共助」については、これまで町会や自治会、集合住宅の管理組合等に対し協力を依頼しているが、町会、自治会に関わる人の高齢化等により、災害時の活動が困難になっているところもある。区内の民間企業等にも、「共助」として災害対策に取り組むことができるような仕組みを検討し、区の防災力の強化に努められたい。

第5 資料

1 災害時における物流業務等の協力に関する協定書

資料 12-001 災害時における物流業務等の協力に関する協定書

災害時における物流業務等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

物資等 備蓄物資、救援物資および資器材等をいう。

物資輸送拠点 練馬区地域防災計画に定める地域内輸送拠点、救援物資集積所、備蓄倉庫のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。

練馬区災害時物流コーディネーター 災害時に乙が練馬区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）へ派遣する、物流業務に関する実務の見識や経験を有する物流専門家をいう。

物流業務等 つぎに掲げる業務をいう。

ア 物資等の輸送

イ 物資等の保管

ウ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等

エ 物流業務に必要な車両、施設、荷役機械または資機材等の供給

オ 練馬区災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣

カ アからオまでに掲げる業務のほか、区長が必要と認める業務

災害時供給車両 乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対して原則文書により協力を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時においては、甲の指定する区の運営責任者（総務部

経理用地課長の職にある者をいう。)がコーディネーターに対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

(コーディネーター)

第4条 乙は、平常時において、乙の会員たる事業者の中からコーディネーターを指名し、文書その他適当な方法により甲に報告するものとする。

2 コーディネーターは、練馬区の区域内で震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部等、あらかじめ甲および乙で協議して指定した場所に出動するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、自己に重大な事故等が発生したため災害対策本部に出動できないときは、速やかに運営責任者に連絡し、その後の対応については甲および乙間で協議するものとする。

4 コーディネーターは、つぎの職務を行う。

物流業務全般に関する助言および調整

物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保および調整その他輸送に関する助言および調整

物資等の保管に関する助言および調整

物資輸送拠点および備蓄倉庫の設置、運営ならびに物資等の保管場所の確保に関する助言および調整

物資等の配分計画の立案および在庫管理に関する助言および調整

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(平常時の連携等)

第4条の2 甲および乙は、平常時から備蓄倉庫の物資等の保管および配備に係る業務について連携して取り組むものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する業務の履行に当たっては、甲および乙との間で別途委託契約を締結する。

4 前項の契約に係る金額は、甲乙協議の上、別に定める。

(報告等)

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に応じたときは、必要に応じ、甲に対してつぎに掲げる事項を報告するものとする。

物資等の輸送に従事した事業者名、車両数、車種および人員数

物資等の輸送の期間、輸送区間および走行距離

輸送した物資等の品目、内容および数量

コーディネーターが災害対策本部に従事した期間および人員数

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 甲および乙は、災害時において各々が知り得た災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(費用負担等)

第6条 第3条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領または災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲および乙が協議の上定めるものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

4 乙は、事故等によって物資等の保管に係る業務を継続できなくなったときは、速やかに代替の施設を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の保管に係る業務を継続するものとする。

5 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の保管に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(補償等)

第8条 甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例(昭和63年3月条例第11号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲または乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲または乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

3 この協定に基づき乙の保管する物資等が、地震による天井の落下その他乙の責めに帰さない事由により破損し、または滅失したとき等は、乙はその賠償の責任を負わない。この場合において、その賠償の責任は甲が負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、平常時において、災害時供給車両の供給を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出の申請を公安委員会に行うものとする。

3 甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

（燃料の確保）

第10条 甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

（連絡体制等）

第11条 甲および乙は、それぞれの連絡の体制およびその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。

2 甲は、災害時における乙との連絡体制を確保するため、乙に発動発電機を貸与するものとする。

3 乙は、乙の会員の名簿および災

害時供給車両の内訳について、毎年度当初に甲に提出するものとする。

（被災自治体支援への協力）

第12条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上定めるものとする。

（期間）

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 前川 耀男

乙 東京都練馬区貫井四丁目47番56号

一般社団法人東京都トラック協会練馬支部

支部長 佐久間 恒好

2 在宅避難(家庭内備蓄等)の周知啓発事例

区報による周知(令和5年9月1日号)



家庭での備蓄をチェック! **自助**

自宅に被害がない場合は、自宅での生活を続ける「在宅避難」をしましょう。食料を多めに購入し、使った分を補充する「ローリングストック」がおすすめです。▶問合せ:区民防災第一係 ☎5984-2601

◆水や食料は最低3日分、できれば1週間分

水 ・飲料水(1人1日3ℓ)
・風呂の残り湯など(生活用水に使用)

食料 ・すぐに食べられるもの(缶詰など)
・簡単な調理で食べられるもの(即席麺など)

その他 ・卓上カセットコンロ、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー など

薬やおむつなども、家庭の状況に合わせて準備!

簡易トイレを備えていますか?

断水や下水被害が発生すると、自宅のトイレが使用できなくなります。家族の人数に合わせて、簡易トイレを備蓄し、在宅避難に備えましょう。
(例えば、4人家族の場合…)

1日5回分 × 7日分 × 家族の人数(4人分) = 備蓄数(140個)

自分に合った備蓄をさらにチェック!

▲東京備蓄ナビ

便利帳による周知（令和6年10月発行版）

さまざまな備え

問 防災学習センター

☎5997-6471

在宅避難の備え

大地震により電気・ガス・水道などが止まっても生活できるように、最低3日分、可能な限り1週間分程度は生活に欠かせない物を用意しておきましょう。食料品や飲料水などは、日常的に購入している品物を多めに購入し、消費しながら補充する方法（ローリングストック）も有効です。また、トイレの備えとして、災害用携帯トイレも用意しましょう。慢性病の方がいる家庭では日頃飲んでる薬やお薬手帳、乳幼児がいる家庭では育児用ミルクやベビーフードなど、それぞれの家庭に応じた備えをしておくことが大切です。

防災、安全安心

防災用品の購入（あっせん事業）

区内在住・在勤の方に、防災用品（家具転倒防止器具・保存食・感震ブレーカーなど）を特別価格であっせんします。区民防災課（本庁舎7階）・防災学習センター・各区民事務所（練馬を除く）などでパンフレットを配布しています。通信販売方式のため、直接取扱業者へお申し込みください。



日頃から準備しておくこと

家具類の転倒防止や建物の耐震化を行うなど、自宅の安全対策が大切です。また、災害時に必要なものを備蓄し、持ち出すものを用意しておきましょう。

家の中の安全対策

タンスなどの家具、冷蔵庫、ピアノは、ベルトやL字金具などで転倒・移動防止対策をしておきましょう。食器棚や本棚はゴムバンドやひもをかけて落下防止を、ガラスは飛散防止フィルムを貼り飛散防止を行いましょう。

● 防災用品の購入（あっせん事業） ➡ 14p参照

民間建築物アドバイザー派遣助成制度

問 防災まちづくり課耐震化促進係 ☎5984-1938

分譲マンションや賃貸住宅などの所有者、公共的施設、災害時医療機関および緊急輸送道路沿道建築物などの所有者がアドバイザー派遣をした場合、かかった費用に対して助成します。

対象

防災、安全安心

3 区民意識意向調査の結果(抜粋)

令和5年度 区民意識意向調査報告書(抜粋)

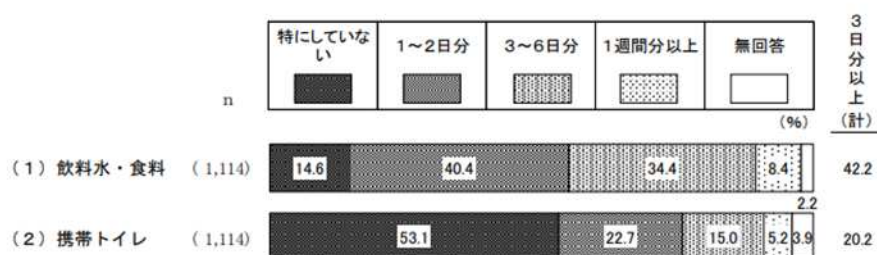
(5-1) 家庭での備蓄量

◇飲料水・食料は『3日以上』が4割を超える

◇携帯トイレは「特にしていない」が5割を超える

問31-1 あなたは、家庭での備えは、最低でも3日分、可能な限り1週間分の備蓄をしておくことが重要です。あなたは、問31でお聞きした備蓄物資のうち
(1) 飲料水・食料、(2) 携帯トイレについて、どのくらい備蓄していますか。(〇はそれぞれ1つ)

図2-5-4 家庭での備蓄量

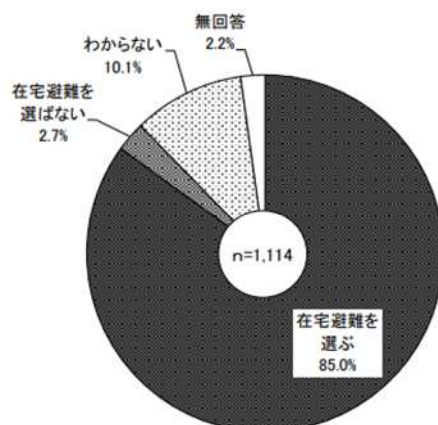


(7) 在宅避難の選択

◇「在宅避難を選ぶ」が8割半ば

問33 大地震が起きても、自宅が安全であれば必ずしも避難拠点到避難する必要はなく、自宅で過ごす「在宅避難」を呼び掛けています。あなたは、自宅が安全であれば在宅避難を選びますか。(〇は1つ)

図2-7-1 在宅避難の選択



自宅が安全であれば在宅避難を選択するかを聞いたところ、『在宅避難を選ぶ』(85.0%)が8割半ばとなっている。(図2-7-1)

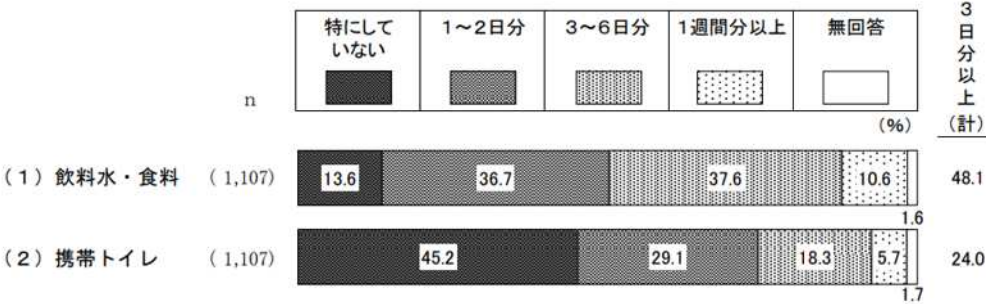
令和6年度 区民意識意向調査報告書(抜粋)

(2) 家庭での備蓄量

- ◇飲料水・食料は『3日分以上』が5割近く
- ◇携帯トイレは「特にしていない」が4割半ば

問24 家庭での備蓄は、最低でも3日分、可能な限り1週間分備えておくことが重要です。
問23でお聞きしたもののうち、(1)飲料水・食料、(2)携帯トイレはそれぞれのくらい備蓄していますか。(〇はそれぞれ1つ)

図2-2-1 家庭での備蓄量



資 料

練馬区監査委員条例

昭和39年 4 月 9 日

条例第 3 号

(通則)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）およびこれに基づく政令に規定するものを除くほか、練馬区監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項は、この条例に定めるところによる。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第 2 条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人とする。

(常勤の監査委員の数)

第 3 条 識見を有する者のうちから選任される監査委員で常勤のものの数は、1 人とする。

(監査等の通知および結果に関する報告等)

第 4 条 監査または検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめ監査または検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査または検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 監査または検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したときは、監査委員は、これを速やかに議会、区長その他の関係人に提出し、送付し、通知し、または公表するものとする。

3 審査の意見を決定したときは、監査委員は、これを速やかに区長に提出するものとする。

(公表の方法)

第 5 条 前条第 2 項の規定による公表は、練馬区公告式条例（昭和25年 9 月練馬区条例第46号）に定める掲示場に掲示してこれを行う。

(事務局)

第 6 条 監査委員の事務局として、練馬区監査事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2 事務局に、局長、担当係長、書記その他の職員を置く。

(庶務に関する事務)

第 7 条 文書、公印その他の庶務に関する事務の処理については、区長の事務局において定められているものの例による。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

付 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 練馬区監査委員設置条例（昭和22年10月練馬区条例第6号）および練馬区監査委員の事務を補助する書記に関する条例（昭和22年11月練馬区条例第16号）は、廃止する。

付 則（昭和40年4月条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（平成4年4月条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月条例第21号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

練馬区監査委員監査基準

令和 2 年 2 月 25 日

監査委員決定

目次

- 第 1 章 一般基準（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 実施基準（第 9 条—第 17 条）
- 第 3 章 監査等の実施（第 18 条—第 22 条）
- 第 4 章 報告基準（第 23 条—第 27 条）
- 第 5 章 委任（第 28 条）

付則

第 1 章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第 1 条 練馬区（以下「区」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを練馬区議会（以下「議会」という。）および区長等に提出する。

（監査等の範囲および目的）

第 2 条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等はつぎの各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 定期監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項および第 4 項） 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努

めているか監査すること。

(3) 随時監査（法第199条第1項および第5項） 必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査すること。

(4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者の現金（歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。第24条第2項第5号において同じ。）の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 決算審査（法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(7) 基金運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項） 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（前項に規定する監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度および正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員(以下「補助職員」という。)を指揮監督するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、区の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持および確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、補助職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、補助職員に対して、適切に指揮および監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠および結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(代表監査委員および代表監査委員職務代理)

第7条 監査委員は、あらかじめ協議により、代表監査委員を定めるものとする。

2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務を処理するほか、監査委員の合議の取りまとめ等を行うものとする。

3 代表監査委員は、あらかじめ代表監査委員職務代理を指名するものとする。

4 代表監査委員に事故あるとき、または欠けたときは、代表監査委員職務代理がその職務を行うものとする。

(補助職員の心得)

第8条 補助職員は、職務の遂行に当たって、つぎに掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職責の重大性を認識し、常に研修に心がけ、法令等に精通するとともに絶

えず区政の現状に注意し、監査等の参考となる資料の収集に努めること。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査計画に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(3) 監査等に当たっては、常に公平謙虚な態度で能率的な実施に努めるとともに、職務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

第2章 実施基準

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容および程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容および程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況および運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査計画)

第11条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容および程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象もしくは状況が変化した場合または監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

3 監査計画は、監査基本計画および監査実施計画とするものとする。

4 前項の監査計画の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(監査基本計画)

第12条 監査基本計画は、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとし、毎年2月に策定するものとする。

(1) 監査等実施方針 当該年度における監査等に当たって基本となる方針および監査等の種類別実施方針

- (2) 年度監査日程 当該年度における実施予定の監査等の種類および種類別
実施予定時期

(監査実施計画)

第13条 監査実施計画は、監査等の種類別に原則としてつぎに掲げる事項その他
監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類
(2) 一般的・共通留意事項および重点事項等
(3) 監査等の期間(定期監査については、実施時期を勘案し、分割して定める
ものとする。)
(4) 監査等の実施場所および日程
(5) 監査等の担当者および事務分担

(監査等の実施手続)

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、
監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手
するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象もしくは
状況が生じた場合または新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続
を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携および調整)

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整
し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携)

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を置き、必要な事項を調査させ
ることができる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することがで
きるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第3章 監査等の実施

(事前通知)

第18条 監査等を実施するときは、特別の場合を除き、あらかじめ議会、区長または関係のある委員会もしくは委員に通知するとともに監査対象部局等の長に、監査の種類、期日、場所等を通知するものとする。

(事前調査等)

第19条 監査等の実施に当たっては、監査対象部局等に対して、事前に監査等の種類ごとに項目および様式等を定めて必要な資料を提出させるものとする。

2 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、資料の収集および分析ならびに必要な応じて監査対象部局等から事情聴取など事前調査等を行うものとする。

(事務事業概要の説明聴取)

第20条 監査委員は、監査等の実施に先立ち、監査対象部局等の長に対して、所管する事務事業の概要についての資料を提出させるとともに説明を聴取するものとする。

(監査等の方法)

第21条 監査等は、書類監査および実地監査により行うものとする。

2 実地監査は、事実の实在性について、現物検証および現場検証を行うものとする。

(監査等の結果の確定)

第22条 監査担当者は、監査等が終了したときは、速やかに監査等の結果を監査事務局長に提出するものとする。

2 監査事務局長は、監査等の結果の内容を審査し、監査対象部局等の長と監査等の結果につき意見の交換をはかり、その公正を期するものとする。また、監査等の結果の確認を経て事務局案を作成するものとする。

3 監査委員は、事務局案を審議し、監査等の結果を確定するものとする。委員審議の過程において必要と認めるときは、監査対象部局等の長に対し、質疑を行うものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成および提出)

第23条 監査委員は、定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査

に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および区長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査および健全化判断比率審査を終了したときは、意見を区長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第24条 監査等の結果に関する報告等には、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、つぎの各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 定期監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

- (3) 随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。
- (4) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (5) 例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (7) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (8) 健全化判断比率審査 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正または改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第25条 監査等のうち、つぎに掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告(定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第26条 監査委員は、つぎに掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

2 監査結果の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）に定める掲示場に掲示して、これを行うものとする。

(措置状況の公表等)

第27条 監査委員は、監査の結果に関する報告後、当該監査の結果に関する報告を提出した者および当該監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容について文書により回答を求めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者および監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。措置の内容の公表においては、前条第2項の規定を準用する。

第5章 委任

第28条 この基準の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日
練馬区監査委員決定

令和 6 年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準（令和 2 年 2 月 25 日練馬区監査委員決定）第 12 条の規定に基づき、令和 6 年度練馬区監査基本計画をつぎのとおり策定する。

1 区政をめぐる動向と監査

令和 6 年度のわが国経済は、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとされている。

一方、区の令和 6 年度当初予算では、歳入増を上回る歳出拡大により、約 250 億円の歳入一般財源が不足する見込みである。不足を補うために基金や起債の活用を続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性がある。このような厳しい財政状況のなかであっても、区は、「（仮称）第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」および改定中の「公共施設等総合管理計画[実施計画]」に掲げる事業を着実に推進するため、不要不急の歳出削減や各種施策の不断の見直しに取り組んだ、当初予算の編成を行ったところである。

このような状況下、監査委員は、練馬区監査委員監査基準に基づき、公正普遍の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を主眼とした監査を行い、区民の負託に応えていく。

なお、区においては、昨年、住民からの税で運営されている区自ら、税務署の指摘があるまで国税の支払を遅延して損害を発生させ、区民からの信頼を著しく失墜させた事案があった。現在、区ではこの事案を受け、事務改善に向けた内部統制の強化を図っており、その動向・効果を十分に見極めた監査を行うこととする。

2 基本方針

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員の「指摘」のみならず、監査時の個々の「要請」および「口頭指導」についても確実に改善されるよう、各所管（指摘等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。）の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。

過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。

個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。

区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

人口減少・少子高齢化社会の加速、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展など社会情勢の変化を踏まえ、区の対応状況等に即して、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

3 個別監査実施方針 * 以下で「法」とは地方自治法を指す。

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第199条第1項および第4項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

イ 工事監査（法第199条第1項および第4項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

随時監査（法第199条第1項および第5項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

行政監査（法第199条第2項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、合规性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者等）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

決算審査（法第233条第2項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

その他の監査

住民監査請求による監査（法第242条第5項） 住民の直接請求による監査（法第75条第3項） 議会の要求による監査（法第98条第2項） 区長の要求による監査（法第199条第6項） 指定金融機関の行う公金の収納支払事務に関する監査（法第235条の2第2項） 職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項） および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見（法第243条の2の2第8項）について、請求等に基づき実施する。

4 監査の日程

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 令和6年4月～令和7年1月

イ 工事監査 令和6年5月～令和7年1月

随時監査 必要に応じて実施

行政監査 令和6年9月～令和7年3月

財政援助団体等監査 令和7年1月～2月および必要に応じて実施

例月現金出納検査 毎月25日前後に実施

決算審査（基金運用状況審査を含む。） 令和6年7月～8月

健全化判断比率審査 令和6年7月～8月

その他の監査 請求等に基づき実施

各監査の日程については別紙「令和 6 年度監査等実施予定表」を参照

5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

監査結果等の作成に当たっては、区民等により詳細が伝わるような表現および内容に努める。

監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。

監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。

区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記と同様に公表等する。

別紙省略

令和 6 年度 (2024 年度)
練馬区監査結果報告集

令和 7 年 (2025 年) 9 月発行

編集・発行 練馬区監査事務局
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
電話 03 (5984) 4729

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。